

第 3 1 回 環 境 審 議 会 次 第

平成 1 8 年 9 月 2 1 日 (木) 午 後 4 時 から
明 石 市 生 涯 学 習 セ ン タ ー 学 習 室 1

- 1 平成 17 年度 年 次 報 告 書 素 案 に つ い て
(資 料 1) 「 平 成 17 年 度 年 次 報 告 書 ~ 明 石 の 環 境 ~ に つ い て 」

- 2 明 石 市 環 境 基 本 計 画 見 直 し の 状 況 に 関 す る 報 告
(資 料 2) 「 環 境 基 本 計 画 の 進 捗 状 況 に つ い て 」
(資 料 3) 「 環 境 パ ー ト ナ ー シ ッ プ あ か し 市 民 会 議 開 催 経 過 報 告 」

- 3 そ の 他

明石市環境審議会委員名簿

平成18年8月14日作成

No	氏名	役職等	備考
1	盛岡 通	大阪大学大学院工学研究科教授	会長
2	藤原 健史	京都大学大学院地球環境学堂助教授	副会長
3	安藤 昌廣	明石商工会議所会頭	
4	石井 孝一	兵庫県健康生活部環境政策局長兼環境政策課長	
5	市川 憲平	姫路市立水族館長	自然環境部会
6	碓井 信久	兵庫・水辺ネットワーク(NGO)幹事	自然環境部会
7	榎本 和夫	市議会議員	
8	垣内友美子	公募市民	
9	角野 康郎	神戸大学理学部生物学科教授	自然環境部会長
10	川下 章	公募市民	
11	工藤 和美	明石工業高等専門学校建築学科講師	自然環境部会
12	上月 重寛	兵庫県三木土地改良事務所主幹	自然環境部会
13	佐々木 敏	市議会議員	
14	竹重 勲	公募市民	
15	椿野 利恵	市議会議員	
16	永井 俊作	市議会議員	
17	橋本 芳純	川崎重工業株式会社明石事務所長	
18	林 まゆみ	県立淡路景観園芸学校主任景観園芸専門員 兵庫県立大学助教授	

会長、副会長以外は、五十音順(敬称略)

平成 17 年度年次報告書 ～明石の環境～ について

平成 17 年度年次報告書の公表について（予定）

公表までのスケジュール：今回（第 31 回）の審議会後、年次報告書（案）についての市民の意見を募集（10 月 31 日まで）し、意見への措置対応について庁内調整し、その後平成 18 年 11 月中旬に公表。

配布媒体：CD-ROM、ホームページ

配布場所：市役所 2 階行政情報センター、3 市民センター

平成 16 年度年次報告書編集の変更点について

(1) 環境部に関係する他の広報媒体（環境事業概要、環境の現況など）に掲載されている内容については、従来のように年次報告書用に修正することはせずに、当該文書を CD-ROM にそのまま取り込み参照できるようにするとともに、その他の市政に関する情報（明石市統計書など）は、インターネットを介して参照できるようリンクさせていく。

第 1 章：市勢の概況

内 容：明石市の自然条件、経済社会条件 等

「環境事業概要 平成 18 年版」（作成中）「明石市統計書」参照

第 2 章：環境行政の概況

内 容：明石市の公害問題から地球環境問題、行政機構、環境行政の概況

「環境事業概要 平成 18 年版」（作成中）参照

第 3 章：環境の現況

内 容：大気汚染、水質汚濁・土壌汚染、ごみの現況などについて

「環境事業概要 平成 18 年版」（作成中）「明石市環境の現況 平成 18 年版」参照

(2) 施策実施状況の評価において、担当課の自己評価である の表示をなくし、実施内容自体で評価してもらうこととした。また、参考指標を削除し、最新データのみ記載した。

第 4 章：環境の保全及び創造に関する施策の実施状況

第 5 章：環境マネジメントシステムの現況（変更なし）

第 6 章：明石市地球温暖化対策実行計画の現況（変更なし）

第 7 章：参考資料（「環境行政のあゆみ」を削除）

第 8 章：年次報告書にかかる意見（前年度分のみ掲載）

「環境の現況 平成 18 年度版」及び第 4 章～第 8 章は、別紙のとおり

平成 18(2006)年版

明石市 環境の現況

【 資 料 編 】

明石市 環境部 環境政策課

資料編もくじ

大気汚染

1	二酸化硫黄	1
2	浮遊粒子状物質	2
3	窒素酸化物	3
4	一酸化窒素	3
5	二酸化窒素	4
6	光化学オキシダント	5
7	光化学スモッグ発生状況	5
8	酸性雨調査結果	5
9	一酸化炭素	6
10	有害大気汚染物質	7
11	ダイオキシン類	7
12	外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン類）	8

水質汚濁

1	河川の環境基準適合状況	9
2	河川の水質測定結果 地点別総括表	9
3	地下水の水質測定調査結果総括表	13
4	海水浴場水質測定結果表	14
5	ダイオキシン類測定結果表	14
6	外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン類）測定結果表	15

騒音

	市内主要幹線道路騒音面的評価結果	16
--	------------------	----

公害苦情

	年度別苦情件数	17
--	---------	----

環境基準

1	大気の汚染に係る環境基準	18
2	水質の汚濁に係る環境基準	18
3	騒音に係る環境基準	21
4	新幹線鉄道騒音に係る環境基準	21
5	ダイオキシン類に係る環境基準	22

大気汚染

1 二酸化硫黄

(一般)：一般大気環境測定局 (自排)：自動車排出ガス測定局

測定局	項目	単位	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
王 子 (一般)	有効測定日数	日	364	356	360	364	363
	測定時間	時間	8721	8610	8656	8683	8688
	年平均値	ppm	0.008	0.006	0.003	0.003	0.004
	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合	時間	0	0	0	0	0
		%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合	日	0	0	0	0	0
		%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1時間値の最高値	ppm	0.085	0.046	0.045	0.035	0.060
日平均値の2%除外値	ppm	0.018	0.014	0.009	0.011	0.013	
環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	
大 久 保 (一般)	有効測定日数	日	357	358	361	361	364
	測定時間	時間	8595	8616	8683	8618	8688
	年平均値	ppm	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002
	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合	時間	0	0	0	0	0
		%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合	日	0	0	0	0	0
		%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1時間値の最高値	ppm	0.067	0.042	0.020	0.018	0.020
日平均値の2%除外値	ppm	0.009	0.008	0.006	0.006	0.006	
環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	
二 見 (一般)	有効測定日数	日	364	355	361	364	363
	測定時間	時間	8720	8583	8688	8680	8685
	年平均値	ppm	0.007	0.005	0.003	0.003	0.003
	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合	時間	0	0	0	0	0
		%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合	日	0	0	0	0	0
		%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1時間値の最高値	ppm	0.062	0.037	0.026	0.027	0.051
日平均値の2%除外値	ppm	0.014	0.011	0.007	0.008	0.008	
環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	

(備考) 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」とは日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.04ppmを超えた日数である。ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

2 浮遊粒子状物質

測定局	項目	単位	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
王	有効測定日数	日	364	357	364	362	365
	測定時間	時間	8733	8628	8757	8693	8755
	年平均値	mg/m ³	0.030	0.027	0.028	0.027	0.029
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合	時間	8	14	0	0	0
		%	0.1	0.2	0.0	0.0	0.0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合	日	3	2	0	0	0
		%	0.8	0.6	0.0	0.0	0.0
	1時間値の最高値	mg/m ³	0.257	0.251	0.166	0.187	0.125
子 (一般)	日平均値の2%除外値	mg/m ³	0.071	0.076	0.061	0.057	0.066
	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0	2	0	0	0
	有効測定日数	日	362	361	365	365	364
	測定時間	時間	8690	8685	8759	8724	8705
	年平均値	mg/m ³	0.030	0.026	0.028	0.024	0.027
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合	時間	9	5	0	0	0
		%	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合	日	2	2	0	0	0
久 保 (一般)		%	0.6	0.6	0.0	0.0	0.0
	1時間値の最高値	mg/m ³	0.249	0.209	0.194	0.137	0.160
	日平均値の2%除外値	mg/m ³	0.076	0.068	0.071	0.057	0.060
	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0	2	0	0	0
	有効測定日数	日	358	355	351	354	365
	測定時間	時間	8620	8588	8494	8521	8746
	年平均値	mg/m ³	0.030	0.026	0.028	0.026	0.028
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合	時間	9	3	0	0	0
二 見 (一般)		%	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合	日	3	2	0	0	0
		%	0.8	0.6	0.0	0.0	0.0
	1時間値の最高値	mg/m ³	0.265	0.225	0.135	0.145	0.112
	日平均値の2%除外値	mg/m ³	0.071	0.070	0.064	0.055	0.065
	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0	2	0	0	0
	有効測定日数	日	343	362	361	344	361
	測定時間	時間	8338	8718	8722	8468	8675
林 崎 (自排)	年平均値	mg/m ³	0.033	0.029	0.029	0.027	0.038
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合	時間	9	4	0	3	0
		%	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合	日	4	2	0	0	0
		%	1.2	0.6	0.0	0.0	0.0
	1時間値の最高値	mg/m ³	0.252	0.391	0.158	0.240	0.124
	日平均値の2%除外値	mg/m ³	0.076	0.072	0.066	0.068	0.076
	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	日	2	2	0	0	0
小 久 保 (自排)	有効測定日数	日			361	362	361
	測定時間	時間			8676	8687	8651
	年平均値	mg/m ³			0.030	0.027	0.029
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合	時間			0	1	0
		%			0.0	0.0	0.0
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合	日			0	0	0
		%			0.0	0.0	0.0
	1時間値の最高値	mg/m ³			0.128	0.202	0.106
日平均値の2%除外値	mg/m ³			0.063	0.058	0.061	
環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	日			0	0	0	

(備考) 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値が0.10mg/m³を超えた日数である。ただし、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続した延日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

3 窒素酸化物

年間値（17年度）

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値 の最高値	日平均値の 年間98%値	年平均値 NO2/(NO+NO2)
	日	時間	ppm	ppm	ppm	%
王子	363	8629	0.029	0.224	0.075	67.2
大久保	349	8415	0.031	0.166	0.072	59.5
二見	362	8667	0.027	0.332	0.071	71.5
林崎	359	8606	0.043	0.372	0.094	52.5
小久保	364	8754	0.046	0.312	0.095	50.1

4 一酸化窒素

測定局	項目	単位	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
王子 (一般)	有効測定日数	日	364	361	361	362	363
	測定時間	時間	8713	8709	8674	8635	8629
	年平均値	ppm	0.016	0.015	0.014	0.012	0.010
	1時間値の最高値	ppm	0.319	0.305	0.226	0.202	0.189
	日平均値の年間98%値	ppm	0.072	0.062	0.055	0.048	0.042
大久保 (一般)	有効測定日数	日	348	355	360	351	350
	測定時間	時間	8445	8584	8649	8523	8426
	年平均値	ppm	0.015	0.017	0.016	0.017	0.013
	1時間値の最高値	ppm	0.298	0.199	0.195	0.170	0.144
	日平均値の年間98%値	ppm	0.066	0.062	0.053	0.056	0.042
二見 (一般)	有効測定日数	日	361	360	360	356	362
	測定時間	時間	8660	8657	8658	8566	8667
	年平均値	ppm	0.010	0.009	0.008	0.008	0.008
	1時間値の最高値	ppm	0.284	0.268	0.197	0.259	0.278
	日平均値の年間98%値	ppm	0.047	0.046	0.034	0.047	0.038
林崎 (自排)	有効測定日数	日	356	360	358	329	359
	測定時間	時間	8596	8667	8622	7963	8615
	年平均値	ppm	0.031	0.028	0.030	0.026	0.020
	1時間値の最高値	ppm	0.388	0.365	0.310	0.352	0.320
	日平均値の年間98%値	ppm	0.087	0.090	0.076	0.081	0.064
小久保 (自排)	有効測定日数	日	348	355	359	357	364
	測定時間	時間	8387	8584	8602	8657	8754
	年平均値	ppm	0.050	0.037	0.029	0.024	0.023
	1時間値の最高値	ppm	0.293	0.226	0.219	0.215	0.254
	日平均値の年間98%値	ppm	0.133	0.083	0.060	0.064	0.057

5 二酸化窒素

測定局	項目		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
王子 (一般)	有効測定日数	日	364	361	361	362	363
	測定時間	時間	8713	8709	8674	8635	8629
	年平均値	ppm	0.022	0.021	0.022	0.021	0.020
	1時間値の最高値	ppm	0.096	0.084	0.093	0.101	0.081
	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合	日	0	0	0	0	0
		%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	日平均値が0.04ppm以上 0.06ppm以下の日数とその割合	日	22	19	24	8	4
		%	6.0	5.3	6.6	2.2	1.1
日平均値の年間98%値	ppm	0.046	0.043	0.043	0.040	0.037	
環境基準の長期的評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	
大久保 (一般)	有効測定日数	日	343	355	360	351	349
	測定時間	時間	8318	8584	8649	8523	8415
	年平均値	ppm	0.023	0.020	0.020	0.020	0.019
	1時間値の最高値	ppm	0.081	0.072	0.079	0.081	0.073
	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合	日	0	0	0	0	0
		%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	日平均値が0.04ppm以上 0.06ppm以下の日数とその割合	日	16	5	6	3	2
		%	4.7	1.4	1.7	0.9	0.6
日平均値の年間98%値	ppm	0.043	0.038	0.039	0.036	0.034	
環境基準の長期的評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	
二見 (一般)	有効測定日数	日	361	360	360	356	362
	測定時間	時間	8660	8657	8658	8559	8667
	年平均値	ppm	0.021	0.019	0.020	0.019	0.020
	1時間値の最高値	ppm	0.092	0.087	0.082	0.091	0.096
	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合	日	0	0	0	0	0
		%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	日平均値が0.04ppm以上 0.06ppm以下の日数とその割合	日	9	7	5	8	3
		%	2.5	1.9	1.4	2.2	0.8
日平均値の年間98%値	ppm	0.040	0.039	0.038	0.041	0.037	
環境基準の長期的評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	
林崎 (自排)	有効測定日数	日	356	360	358	328	359
	測定時間	時間	8596	8667	8622	7932	8606
	年平均値	ppm	0.024	0.025	0.023	0.024	0.022
	1時間値の最高値	ppm	0.104	0.100	0.101	0.098	0.095
	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合	日	0	0	0	0	0
		%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	日平均値が0.04ppm以上 0.06ppm以下の日数とその割合	日	21	24	21	24	15
		%	5.9	6.7	5.9	7.3	4.2
日平均値の年間98%値	ppm	0.046	0.045	0.045	0.047	0.043	
環境基準の長期的評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	
小久保 (自排)	有効測定日数	日	349	355	358	357	364
	測定時間	時間	8443	8582	8589	8634	8754
	年平均値	ppm	0.028	0.027	0.026	0.025	0.023
	1時間値の最高値	ppm	0.097	0.110	0.093	0.090	0.080
	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合	日	1	0	0	0	0
		%	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0
	日平均値が0.04ppm以上 0.06ppm以下の日数とその割合	日	45	35	31	39	17
		%	12.9	9.9	8.7	10.9	4.7
日平均値の年間98%値	ppm	0.047	0.046	0.048	0.046	0.043	
環境基準の長期的評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	

(備考) 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数」とは、日平均値の低い方から98%の範囲にあって、かつ0.06ppmを超えた日数である。

6 光化学オキシダント

測定局	項目	単位	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
王子 (一般)	昼間測定日数	日	365	365	365	365	365
	昼間測定時間	時間	5436	5445	5445	5462	5467
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数	日	44	42	48	82	110
		時間	130	119	164	355	470
	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数	日	0	0	0	0	0
		時間	0	0	0	0	0
	昼間の1時間値の最高値	ppm	0.097	0.116	0.095	0.110	0.117
昼間の日最高1時間値の年平均値	ppm	0.042	0.038	0.041	0.048	0.053	
昼間の1時間値の年平均値	ppm	0.026	0.023	0.024	0.029	0.032	
大久保 (一般)	昼間測定日数	日	364	364	365	365	365
	昼間測定時間	時間	5392	5370	5413	5460	5466
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数	日	19	16	14	62	94
		時間	61	70	63	229	385
	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数	日	0	0	0	0	1
		時間	0	0	0	0	1
	昼間の1時間値の最高値	ppm	0.094	0.098	0.093	0.115	0.122
昼間の日最高1時間値の年平均値	ppm	0.034	0.031	0.033	0.041	0.048	
昼間の1時間値の年平均値	ppm	0.021	0.020	0.020	0.024	0.029	
二見 (一般)	昼間測定日数	日	365	365	365	359	365
	昼間測定時間	時間	5430	5419	5409	5342	5447
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数	日	74	68	52	85	127
		時間	271	282	187	369	609
	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数	日	0	1	0	1	4
		時間	0	2	0	1	8
	昼間の1時間値の最高値	ppm	0.091	0.128	0.087	0.126	0.133
昼間の日最高1時間値の年平均値	ppm	0.048	0.046	0.042	0.046	0.054	
昼間の1時間値の年平均値	ppm	0.030	0.029	0.027	0.027	0.033	

(備考) 昼間とは5時から20時までの時間帯である。したがって、1時間値では6時のデ-タから20時のデ-タまでをいう。

7 光化学スモッグ発生状況

年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
予報発令回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
注意報発令回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3

8 酸性雨調査結果

地点名	項目	単位	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
王子局	pH		4.6	5.3	5.0	5.1	4.5
	導電率(EC)	μS/cm	44.6	75.8	37.0	24.7	39.2
	年間総降水量	mm	1047	1052	1740	1745	850.8
二見局	pH		4.9	5.3	4.9	5.1	4.6
	導電率(EC)	μS/cm	42.6	59.5	38.7	24.5	43.9
	年間総降水量	mm	1064	913	1497	1398	866.3

9 一酸化炭素

測定局	項目	単位	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
林	有効測定日数	日	365	365	365	363	365
	測定時間	時間	8696	8696	8715	8665	8699
	年平均値	ppm	0.5	0.6	0.5	0.5	0.5
	8時間値が20ppmを超えた時間数とその割合	時間	0	0	0	0	0
		%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	日平均値が10ppmを超えた日数とその割合	日	0	0	0	0	0
		%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
崎 (自排)	1時間値の最高値	ppm	4.3	4.0	3.1	5.2	2.7
	日平均値の年間2%除外値	ppm	1.1	1.2	1.0	1.0	1.0
	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0
小 久 保 (自排)	有効測定日数	日	359	343	359	365	360
	測定時間	時間	8635	8336	3605	8689	8618
	年平均値	ppm	1.0	0.8	0.6	0.6	0.5
	8時間値が20ppmを超えた時間数とその割合	時間	0	0	0	0	0
		%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	日平均値が10ppmを超えた日数とその割合	日	0	0	0	0	0
		%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1時間値の最高値	ppm	5.5	5.1	8.8	2.5	2.8	
日平均値の年間2%除外値	ppm	2.2	1.3	1.0	1.0	1.0	
環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	

(備考) 「環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値を越えた日数である。ただし、日平均値が10ppmを越えた日が2日以上連続した延日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

10 有害大気汚染物質

測定場所：大久保浄化センター

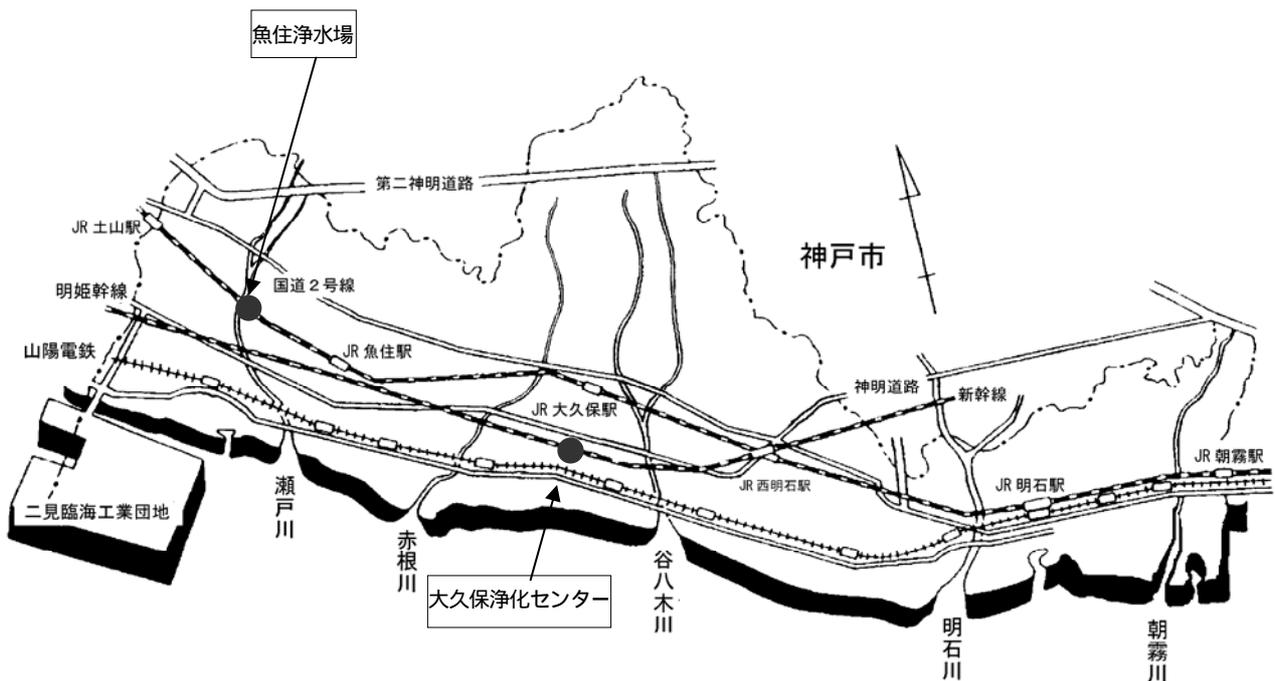
物質名	測定月日	単位	H17年度 平均値	環境 基準
アクリロニトリル		μg/m ³	0.083	-
塩化ビニルモノマー		μg/m ³	0.056	-
クロロホルム		μg/m ³	0.26	-
1, 2 - ジクロロエタン		μg/m ³	0.14	-
ジクロロメタン		μg/m ³	1.5	150
テトラクロロエチレン		μg/m ³	0.12	200
トリクロロエチレン		μg/m ³	0.38	200
1, 3 - ブタジエン		μg/m ³	0.11	-
ベンゼン		μg/m ³	1.7	3
アセトアルデヒド		μg/m ³	2.0	-
ホルムアルデヒド		μg/m ³	2.3	-
ニッケル化合物		μg/m ³	0.0038	-
ベリリウム及びその化合物		μg/m ³	0.00004	-
マンガン及びその化合物		μg/m ³	0.060	-
クロム及びその化合物		μg/m ³	0.0060	-
ヒ素及びその化合物		μg/m ³	0.0010	-
水銀及びその化合物		μg/m ³	0.0022	-
ベンゾ[a]ピレン		μg/m ³	0.00024	-
酸化エチレン		μg/m ³	0.080	-

11 ダイオキシン類

単位 (pg-TEQ/m³)

調査地点	測定月日	測定値	環境基準
大久保浄化センター	H17.5.24~5.31	0.053	0.6 以下
	H17.8.29~9.5	0.059	
	H17.11.1~11.8	0.050	
	H18.2.7~2.14	0.031	
	年間平均値	0.048	
魚住浄水場	H17.5.24~5.31	0.043	0.6 以下
	H17.8.29~9.5	0.054	
	H17.11.1~11.8	0.088	
	H18.2.7~2.14	0.053	
	年間平均値	0.060	

ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーPCB 類の総称。



12 外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）

測定場所：大久保浄化センター

測定月日：H17.5.24～5.25

地点	SPEED 98 NO.	調査物質	単位	測定値
1	2	ポリ塩化ビフェニール (PCB)	ng/m ³	0.1
3	14	cis-クロルデン	ng/m ³	0.023
		trans-クロルデン	ng/m ³	0.025
4	16	trans-ノナクロル	ng/m ³	0.022
6	40	フタル酸ジ-n-ブチル	ng/m ³	24
8	43	ベンゾ [a] ピレン	ng/m ³	0.083
9	45	アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	ng/m ³	1.9
10	46	ベンゾフェノン	ng/m ³	ND
12	-	スチレンモノマー	μg/m ³	0.12

地点	SPEED 98 NO.	調査物質	用途
1	2	ポリ塩化ビフェニール (PCB)	熱媒体、ノンカーボン紙、電機製品
3	14	cis-クロルデン	殺虫剤
		trans-クロルデン	
4	16	trans-ノナクロル	殺虫剤
6	40	フタル酸ジ-n-ブチル	プラスチックの可塑剤
8	43	ベンゾ [a] ピレン	(非意図的生成物)
9	45	アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	プラスチックの可塑剤
10	46	ベンゾフェノン	医薬品合成原料、保香剤等
12	-	スチレンモノマー	スチレン樹脂の原料

水質汚濁

1 河川の環境基準適合状況

地点		類型 指定	健康項目 全項目	生活環境項目			
				pH	DO	BOD	SS
明石川	嘉永橋	C	100	100	100	100	100
谷八木川	谷八木橋	E	100	100	100	100	100
赤根川	新江井ヶ島橋	-	100	-	-	-	-
瀬戸川	八幡橋	-	100	-	-	-	-

(備考) 県水質測定計画に基づく。数字は、適合率(%) = (環境基準適合検体数 / 全検体数) × 100

2 河川の水質測定結果 地点別総括表

健康項目等 -

地点	項目 調査区分	カドミウム		全シアン		鉛		六価クロム		ヒ素		総水銀	
		0.01 以下		検出されないこと		0.01 以下		0.05 以下		0.01 以下		0.0005 以下	
		m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値
明石川 嘉永橋	通年	0/6	<0.001	0/6	ND	0/6	<0.002	0/6	<0.01	0/6	0.001	0/6	<0.0005
谷八木川 谷八木橋	通年	0/6	<0.001	0/6	ND	0/6	<0.002	0/6	<0.01	0/6	<0.001	0/6	<0.0005
赤根川 新江井ヶ島橋	通年	0/6	0.001	0/6	ND	0/6	0.003	0/6	<0.01	0/6	0.004	0/6	<0.0005
瀬戸川 八幡橋	通年	0/6	<0.001	0/6	ND	0/6	<0.002	0/6	<0.01	0/6	0.002	0/6	<0.0005

(備考) m : 環境基準に適合しない検体数、n : 総検体数、ND : 検出されず、測定値の単位 : mg/L

健康項目等 -

地点	項目 調査区分	アルキル水銀		P C B		ジクロロメタン		四塩化炭素		1,2-ジクロロエタン	
		検出されないこと		検出されないこと		0.02 以下		0.002 以下		0.004 以下	
		m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値
明石川 嘉永橋	通年	0/6	ND	0/2	ND	0/4	<0.002	0/4	<0.0002	0/4	<0.0004
谷八木川 谷八木橋	通年	0/6	ND	0/2	ND	0/4	<0.002	0/4	<0.0002	0/4	<0.0004
赤根川 新江井ヶ島橋	通年	0/6	ND	0/2	ND	0/4	<0.002	0/4	<0.0002	0/4	<0.0004
瀬戸川 八幡橋	通年	0/6	ND	0/2	ND	0/4	<0.002	0/4	<0.0002	0/4	<0.0004

(備考) m : 環境基準に適合しない検体数、n : 総検体数、ND : 検出されず、測定値の単位 : mg/L

健康項目等 -

地点	項目 調査区分	1,1-ジクロロエチレン		トリス(1,2-ジクロロエチル)		1,1,1-トリクロロエチレン		1,1,2-トリクロロエチレン		トリクロロエチレン	
		0.02 以下		0.04 以下		1 以下		0.006 以下		0.03 以下	
		m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値
明石川 嘉永橋	通年	0/4	<0.002	0/4	<0.004	0/4	<0.0005	0/4	<0.0006	0/4	<0.002
谷八木川 谷八木橋	通年	0/4	<0.002	0/4	<0.004	0/4	<0.0005	0/4	<0.0006	0/4	<0.002
赤根川 新江井ヶ島橋	通年	0/4	<0.002	0/4	<0.004	0/4	<0.0005	0/4	<0.0006	0/4	<0.002
瀬戸川 八幡橋	通年	0/4	<0.002	0/4	<0.004	0/4	<0.0005	0/4	<0.0006	0/4	<0.002

(備考) m : 環境基準に適合しない検体数、n : 総検体数、測定値の単位 : mg/L

健康項目等 -

地点	項目	テトラクロロエチレン		1,3-ジクロロベンゼン		チウラム		シマジン		チオベンカルブ	
	環境基準	0.01 以下		0.002 以下		0.006 以下		0.003 以下		0.02 以下	
	調査区分	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値
明石川 嘉永橋	通年	0/4	<0.0005	0/4	<0.0002	0/4	<0.0006	0/4	<0.0003	0/4	<0.002
谷八木川 谷八木橋	通年	0/4	<0.0005	0/4	<0.0002	0/4	<0.0006	0/4	<0.0003	0/4	<0.002
赤根川 新江井ヶ島橋	通年	0/4	<0.0005	0/4	<0.0002	0/4	<0.0006	0/4	<0.0003	0/4	<0.002
瀬戸川 八幡橋	通年	0/4	<0.0005	0/4	<0.0002	0/4	<0.0006	0/4	<0.0003	0/4	<0.002

(備考) m : 環境基準に適合しない検体数、n : 総検体数、測定値の単位 : mg/L

健康項目等 -

地点	項目	ベンゼン		セレン		ほう素		ふっ素		硝酸・亜硝酸性窒素	
	環境基準	0.01 以下		0.01 以下		1 以下		0.8 以下		10 以下	
	調査区分	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値
明石川 嘉永橋	通年	0/4	<0.001	0/4	<0.001	0/4	0.13	0/4	0.2	0/4	8.5
谷八木川 谷八木橋	通年	0/4	<0.001	0/4	<0.001	0/4	0.33	0/4	0.2	0/4	5.2
赤根川 新江井ヶ島橋	通年	0/4	<0.001	0/4	<0.001	0/4	0.13	0/4	0.2	0/4	2.2
瀬戸川 八幡橋	通年	0/4	<0.001	0/4	<0.001	0/4	0.07	0/4	0.2	0/4	5.0

(備考) m : 環境基準に適合しない検体数、n : 総検体数、測定値の単位 : mg/L

生活環境項目 -

地点	類型指定	項目	pH			DO			BOD				COD				SS						
	達成期間		調査区分	最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均
明石川 嘉永橋	C	口	通年	7.1	7.9	0/12	7.3	10	0/12	8.8	<0.5	2.7	0/12	1.4	1.8	6.3	10	-/12	8.1	2	23	0/12	7
谷八木川 谷八木橋	E	八	通年	7.1	7.9	0/12	6.7	9.4	0/12	8.2	1.2	3.0	0/12	2.0	2.4	7.6	10	-/12	9.1	1	4	-/12	3
赤根川 新江井ヶ島橋	-	-	通年	7.5	8.8	-/12	7.1	12	-/12	9.2	1.3	6.8	-/12	3.2	-	5.5	14	-/12	9.0	2	17	-/12	6
瀬戸川 八幡橋	-	-	通年	7.6	8.6	-/12	8.1	13	-/12	10	0.6	3.7	-/12	2.4	-	5.4	9.9	-/12	7.7	3	14	-/12	7
朝霧川 東清水橋	-	-	一般	9.4	9.9	-/4	10	14	-/4	12	0.6	3.8	-/4	1.6	-	3.9	6.8	-/4	5.4	<1	3	-/4	2

(備考) m : 環境基準に適合しない検体数、n : 総検体数、測定値の単位 : mg/L

BODの環境基準(75%値): 明石川 5 mg/L、谷八木川 10 mg/L

類型指定の「口」は5年以内で可及的速やかに達成、「八」は5年を超える期間で可及的速やかに達成。

生活環境項目 -

地点	類型指定	項目	大腸菌群数 (下限値2)			油分等 (下限値0.5)			全窒素 (下限値0.1)			全りん (下限値0.01)			亜鉛 (下限値0.01)		
	達成期間		調査区分	最小 最大	k/n	平均	最小 最大	k/n	平均	最小 最大	k/n	平均	最小 最大	k/n	平均	最小 最大	k/n
明石川 嘉永橋	C	口	2.8×10 ³ 3.5×10 ⁴	12/12	2.0×10 ⁴	<0.5 <0.5	0/3	<0.5	4.6 9.3	6/6	7.6	0.26 1.0	6/6	0.65	0.01 0.03	6/6	0.022
谷八木川 谷八木橋	E	八	3.5×10 ² 7.9×10 ⁴	12/12	2.5×10 ⁴	<0.5 <0.5	0/3	<0.5	4.1 7.1	6/6	5.6	0.16 0.83	6/6	0.40	0.02 0.04	6/6	0.032
赤根川 新江井ヶ島橋	-	-	2.8×10 ³ 9.4×10 ⁶	6/6	1.6×10 ⁶	-	-	-	1.5 2.8	6/6	2.2	0.12 0.38	6/6	0.22	0.02 0.06	6/6	0.035
瀬戸川 八幡橋	-	-	<2.0 4.6×10 ⁴	3/6	7.9×10 ³	-	-	-	2.7 6.5	6/6	4.8	0.10 0.42	6/6	0.23	0.02 0.10	6/6	0.040
朝霧川 東清水橋	-	-	2.4×10 ² 2.8×10 ³	4/4	1.6×10 ³	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(備考) k: 下限値以上の検体数、n: 総検体数、大腸菌群数の単位: MPN/100mL、その他の測定値の単位: mg/L

特殊項目及びその他の項目 -

地点	項目	油分等 (下限値0.5)			フェノール類 (下限値0.01)			銅 (下限値0.001)			溶解性鉄 (下限値0.01)			溶解性マンガン (下限値0.01)			クロム (下限値0.01)		
		調査区分	最小 最大	k/n	平均	最小 最大	k/n	平均	最小 最大	k/n	平均	最小 最大	k/n	平均	最小 最大	k/n	平均	最小 最大	k/n
明石川 嘉永橋	通年	<0.5 <0.5	0/3	<0.5	<0.01 <0.01	0/3	<0.01	0.002 0.003	6/6	0.003	0.03 0.08	3/3	0.06	<0.01 0.06	4/6	0.03	<0.01 <0.01	0/6	<0.01
谷八木川 谷八木橋	通年	<0.5 <0.5	0/3	<0.5	<0.01 <0.01	0/3	<0.01	0.002 0.005	6/6	0.003	0.02 0.04	3/3	0.03	<0.01 0.03	2/6	0.01	<0.01 <0.01	0/6	<0.01
赤根川 新江井ヶ島橋	通年	-	-	-	-	-	-	0.004 0.007	6/6	0.005	-	-	-	<0.01 0.02	2/6	0.01	<0.01 <0.01	0/6	<0.01
瀬戸川 八幡橋	通年	-	-	-	-	-	-	0.003 0.006	6/6	0.005	-	-	-	<0.01 0.03	4/6	0.01	<0.01 <0.01	0/6	<0.01

(備考) k: 下限値以上の検体数、n: 総検体数、測定値の単位: mg/L

特殊項目及びその他の項目 -

地点	項目	塩化物イオン (下限値1)			アンモニア性窒素 (下限値0.01)			亜硝酸性窒素 (下限値0.005)			硝酸性窒素 (下限値0.05)			りん酸性りん (下限値0.01)			MBAS (下限値0.01)		
		調査区分	最小 最大	k/n	平均	最小 最大	k/n	平均	最小 最大	k/n	平均	最小 最大	k/n	平均	最小 最大	k/n	平均	最小 最大	k/n
明石川 嘉永橋	通年	32 81	12/12	67	0.02 2.0	12/12	0.40	0.009 0.35	6/6	0.10	4.6 8.5	6/6	6.8	0.25 1.0	6/6	0.60	0.04 0.09	4/4	0.05
谷八木川 谷八木橋	通年	100 230	12/12	140	0.05 1.5	12/12	0.33	0.045 0.15	6/6	0.075	3.8 5.1	6/6	4.4	0.05 0.8	6/6	0.31	0.04 0.09	4/4	0.06
赤根川 新江井ヶ島橋	通年	50 150	12/12	98	0.18 0.47	4/4	0.31	0.041 0.13	6/6	0.073	0.91 2.1	6/6	1.4	0.08 0.24	6/6	0.15	0.04 0.14	4/4	0.09
瀬戸川 八幡橋	通年	36 210	12/12	98	0.11 1.3	4/4	0.68	0.023 0.045	6/6	0.038	2.3 5.0	6/6	3.8	0.06 0.25	6/6	0.17	0.04 0.09	4/4	0.06
朝霧川 東清水橋	一般	35 46	4/4	42	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(備考) k: 下限値以上の検体数、n: 総検体数、測定値の単位: mg/L

要監視項目 -

地点	項目	クロロホルム		t-1,2-ジクロロエチレン		1,2-ジクロロベンゼン		p-ジクロロベンゼン		イソキサチオン		ダイアジン		フェニトロチオン	
	指針値	0.06以下		0.04以下		0.06以下		0.3以下		0.008以下		0.005以下		0.003以下	
	調査区分	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値
明石川 嘉永橋	通年	0/1	<0.006	0/1	<0.004	0/1	<0.006	0/1	<0.03	0/1	<0.0008	0/1	<0.0005	0/1	<0.0003
谷八木川 谷八木橋	通年	0/1	<0.006	0/1	<0.004	0/1	<0.006	0/1	<0.03	0/1	<0.0008	0/1	<0.0005	0/1	<0.0003
赤根川 新江井ヶ島橋	通年	0/1	<0.006	0/1	<0.004	0/1	<0.006	0/1	<0.03	0/1	<0.0008	0/1	<0.0005	0/1	<0.0003
瀬戸川 八幡橋	通年	0/1	<0.006	0/1	<0.004	0/1	<0.006	0/1	<0.03	0/1	<0.0008	0/1	<0.0005	0/1	<0.0003

(備考) m : 指針値を超える検体数、n : 総検体数、測定値の単位 : mg/L

要監視項目 -

地点	項目	イソプロチオラン		オキシ銅		クロロタロコル		プロピサミド		E P N		ジクロロボス		フェノカルブ	
	指針値	0.04以下		0.04以下		0.05以下		0.008以下		0.006以下		0.008以下		0.03以下	
	調査区分	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値
明石川 嘉永橋	通年	0/1	<0.004	0/1	<0.004	0/1	<0.004	0/1	<0.0008	0/1	<0.0006	0/1	<0.0008	0/1	<0.002
谷八木川 谷八木橋	通年	0/1	<0.004	0/1	<0.004	0/1	<0.004	0/1	<0.0008	0/1	<0.0006	0/1	<0.0008	0/1	<0.002
赤根川 新江井ヶ島橋	通年	0/1	<0.004	0/1	<0.004	0/1	<0.004	0/1	<0.0008	0/1	<0.0006	0/1	<0.0008	0/1	<0.002
瀬戸川 八幡橋	通年	0/1	<0.004	0/1	<0.004	0/1	<0.004	0/1	<0.0008	0/1	<0.0006	0/1	<0.0008	0/1	<0.002

(備考) m : 指針値を超える検体数、n : 総検体数、測定値の単位 : mg/L

要監視項目 -

地点	項目	イプロベンホス		知にロコ		トルエン		キシレン		フオ酸イソキル		ニッケル		モリブデン	
	指針値	0.008以下				0.6以下		0.4以下		0.06以下				0.07以下	
	調査区分	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値
明石川 嘉永橋	通年	0/1	<0.0008	-/1	<0.0001	0/1	<0.06	0/1	<0.04	0/1	<0.003	-/1	0.014	0/3	<0.007
谷八木川 谷八木橋	通年	0/1	<0.0008	-/1	<0.0001	0/1	<0.06	0/1	<0.04	0/1	<0.003	-/1	0.002	0/3	<0.007
赤根川 新江井ヶ島橋	通年	0/1	<0.0008	-/1	<0.0001	0/1	<0.06	0/1	<0.04	0/1	<0.003	-/1	0.006	0/3	<0.007
瀬戸川 八幡橋	通年	0/1	<0.0008	-/1	<0.0001	0/1	<0.06	0/1	<0.04	0/1	<0.003	-/1	0.004	0/3	<0.007

(備考) m : 指針値を超える検体数、n : 総検体数、測定値の単位 : mg/L

要監視項目 -

地点	項目	アンチモン		塩化コバルト		ヒノドリ		1,4-ジキソ		全マンガン		ウラン		フェノール		鉛	
	指針値	0.02以下		0.002以下		0.0004以下		0.05以下		0.2以下		0.002以下		0.01以下		1以下	
	調査区分	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値
明石川 嘉永橋	通年	0/1	<0.0002	0/1	<0.0002	0/1	<0.0003	0/1	<0.005	0/1	<0.0005	0/1	<0.0005	0/1	<0.001	0/1	<0.03
谷八木川 谷八木橋	通年	0/1	<0.0002	0/1	<0.0002	0/1	<0.0003	0/1	<0.005	0/1	<0.0005	0/1	<0.0005	0/1	<0.001	0/1	<0.03
赤根川 新江井ヶ島橋	通年	0/1	<0.0002	0/1	<0.0002	0/1	<0.0003	0/1	<0.005	0/1	<0.0005	0/1	<0.0005	0/1	<0.001	0/1	<0.03
瀬戸川 八幡橋	通年	0/1	<0.0002	0/1	<0.0002	0/1	<0.0003	0/1	<0.005	0/1	<0.0005	0/1	<0.0005	0/1	<0.001	0/1	<0.03

(備考) m : 指針値を超える検体数、n : 総検体数、測定値の単位 : mg/L

3 地下水の水質測定調査結果総括表

地下水の調査結果総括表

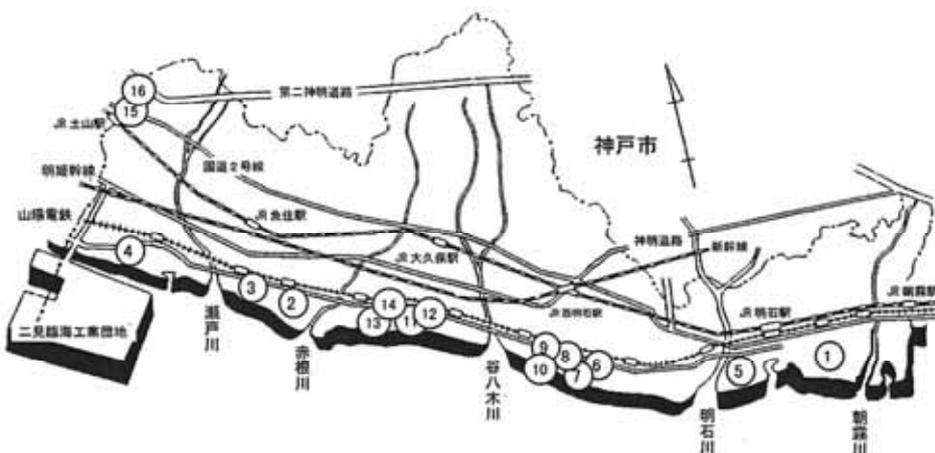
測定項目	調査区分	定期モニタリング調査(定点)			定期モニタリング調査(汚染)			合計		
		調査	検出	超過	調査	検出	超過	調査	検出	超過
pH		5	-	-	11	-	-	16	-	-
電気伝導度		5	-	-	11	-	-	16	-	-
カドミウム		5	1	0	0	0	0	5	1	0
全シアン		5	0	0	0	0	0	5	0	0
鉛		5	0	0	0	0	0	5	0	0
六価クロム		5	0	0	0	0	0	5	0	0
ヒ素		5	2	0	0	0	0	5	2	0
総水銀		5	0	0	0	0	0	5	0	0
アルキル水銀		5	0	0	0	0	0	5	0	0
P C B		5	0	0	0	0	0	5	0	0
ジクロロメタン		5	0	0	0	0	0	5	0	0
四塩化炭素		5	0	0	0	0	0	5	0	0
1,2-ジクロロエタン		5	0	0	0	0	0	5	0	0
1,1-ジクロロエチレン		5	0	0	11	0	0	16	0	0
シス-1,2-ジクロロエチレン		5	0	0	11	5	2	16	5	2
1,1,1-トリクロロエタン		5	0	0	5	0	0	10	0	0
1,1,2-トリクロロエタン		5	0	0	0	0	0	5	0	0
トリクロロエチレン		5	0	0	11	8	3	16	8	3
テトラクロロエチレン		5	0	0	11	6	3	16	6	3
1,3-ジクロロプロパン		5	0	0	0	0	0	5	0	0
チウラム		5	0	0	0	0	0	5	0	0
シマジン		5	0	0	0	0	0	5	0	0
チオベンカルブ		5	0	0	0	0	0	5	0	0
ベンゼン		5	0	0	0	0	0	5	0	0
セレン		5	2	0	0	0	0	5	2	0
ほう素		5	5	0	0	0	0	5	5	0
ふっ素		5	3	0	0	0	0	5	3	0
硝酸・亜硝酸性窒素		5	4	0	0	0	0	5	4	0

(備考) 調査:調査井戸数 検出:定量下限値検出井戸数 超過:環境基準値超過井戸数

環境基準超過の状況(定期モニタリング調査・汚染地区) (単位:mg/l)

項目名 地区名	シス-1,2-ジクロロエチレン (環境基準:0.04 mg/l)	a / b	トリクロロエチレン (環境基準:0.03 mg/l)	a / b	テトラクロロエチレン (環境基準:0.01 mg/l)	a / b
藤江	ND~0.040	0/5	ND~0.31	2/5	ND	0/5
大久保町	ND~0.042	1/4	ND~0.025	0/4	ND~0.72	2/4
魚住	ND~0.16	1/2	0.028~0.30	1/2	0.0078~5.4	1/2

(備考) a:環境基準値超過地点数 b:総地点数 ND:検出されず



4 海水浴場水質測定結果表

結果総括表

海水浴場名	調査月日	ふん便性大腸菌群数 (個/100ml) 平均 (最小~最大)	COD (mg/l) 平均 (最小~最大)	pH 最小~最大	透明度 (m)	油膜の有無	判定
松江	5/10 5/17	<2 (<2~4)	1.7 (1.1~2.0)	8.2~8.3	全透 (水深1m以上)	無	水質AA
	7/26 8/2	4 (<2~17)	1.3 (0.8~1.8)	8.4~8.6	全透 (水深1m以上)	無	(水質A)
江井島	5/10 5/17	<2 (<2~<2)	1.9 (1.7~1.9)	8.3~8.4	全透 (水深1m以上)	無	水質AA
	7/26 8/2	2 (<2~5)	2.0 (1.8~2.0)	8.5~8.6	全透 (水深1m以上)	無	(水質A)

5 ダイオキシン類測定結果表

河川測定結果表

調査地点	環境基準	明石川	谷八木川	赤根川	瀬戸川
水中濃度(pg-TEQ/l)	1	0.053	0.52	0.39	0.16

調査地点	環境基準	明石川	谷八木川	赤根川	瀬戸川
底質中濃度 (pg-TEQ/g-dry)	150	0.34	0.26	0.33	0.49

地下水測定結果表

調査地点	環境基準	地下水(大蔵本町)	地下水(大久保町)	地下水(魚住町)	地下水(二見町)
水中濃度(pg-TEQ/l)	1	0.010	0.0088	0.0092	0.0092

土壌測定結果表

調査地点	環境基準	ちびっこ公園	谷八木2号公園	高丘西公園	東二見さざんか公園
土壌中濃度(pg-TEQ/g)	1000	0.052	0.47	0.14	0.52

6 外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）

物質	speed 98	物質名	単位	調査地点				検出 下限値
				明石川	谷八木川	赤根川	瀬戸川	
1	36 (アルキ ルフェ ノール 類)	4-t-ブチルフェノール	μg/L	<0.01	<0.01	0.03	<0.01	0.01
		4-n-ペンチルフェノール	μg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01
		4-n-ヘキシルフェノール	μg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01
		4-n-ヘプチルフェノール	μg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01
		4-t-オクチルフェノール	μg/L	0.02	<0.01	<0.01	<0.01	0.01
		4-n-オクチルフェノール	μg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01
		ノニルフェノール	μg/L	0.1	0.1	0.2	0.2	0.1
2	37	ビスフェノールA	μg/L	0.03	0.01	0.09	0.05	0.01
3	38	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	μg/L	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.5
4	44	2,4-ジクロロフェノール	μg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01
5	46	ベンゾフェノン	μg/L	<0.01	0.01	<0.01	<0.01	0.01

物質	speed 98	物質名	用途
1	36 (アルキ ルフェ ノール 類)	4-t-ブチルフェノール	界面活性剤の原料/分解生成物
		4-n-ペンチルフェノール	
		4-n-ヘキシルフェノール	
		4-n-ヘプチルフェノール	
		4-t-オクチルフェノール	
		4-n-オクチルフェノール	
		ノニルフェノール	
2	37	ビスフェノールA	樹脂の原料
3	38	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	プラスチックの可塑剤
4	44	2,4-ジクロロフェノール	染料中間体
5	46	ベンゾフェノン	医療品合成原料、保香剤等

騒音

市内主要幹線道路騒音面の評価結果

評価対象道路（評価区間）													
番号	路線名		車線数	延長 (km)	評価対象 住居等 戸数 (戸)	昼間・夜間とも 基準値以下		昼間のみ 基準値以下		夜間のみ 基準値以下		昼間・夜間とも 基準値超過	
	始点の住所	終点の住所				(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)
1	一般国道2号		2	2.4	1,303	698	53.6	292	22.4	0	0.0	313	24.0
	明石市大蔵谷	明石市東仲ノ町											
2	一般国道2号		4	1.9	979	714	72.9	209	21.3	0	0.0	56	5.7
	明石市大光明町1丁目	明石市観町1丁目											
3	一般国道2号		2	2.0	1,051	784	74.6	169	16.1	0	0.0	98	9.3
	明石市和坂稲荷町	明石市西明石町松ノ内											
4	一般国道2号		2	9.0	1,939	933	48.1	778	40.1	3	0.2	225	11.6
	明石市西明石町松ノ内	加古川市平岡町土山											
5	一般国道2号		4	0.7	137	50	36.5	8	5.8	0	0.0	79	57.7
	明石市松ヶ丘(神戸市・兵庫県境)	明石市松ヶ丘(神戸市・大蔵谷IC付近)											
6	一般国道2号		4	2.5	18	18	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	明石市大久保町(兵庫県・神戸市境)	明石市大久保町大窪(大久保IC)											
7	一般国道2号		4	1.2	72	72	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	明石市魚住町清水(兵庫県・神戸市境)	明石市魚住町清水(明石西IC)											
8	一般国道2号		4	0.7	62	53	85.5	1	1.6	2	3.2	6	9.7
	明石市魚住町清水	明石市魚住町清水(兵庫県・加古川市境)											
9	一般国道28号		2	2.3	581	447	76.9	107	18.4	0	0.0	27	4.6
	明石市大蔵八幡町	明石市中崎2丁目											
10	一般国道2号		4	0.5	44	43	97.7	1	2.3	0	0.0	0	0.0
	明石市観町1丁目	明石市大道町1丁目											
11	一般国道250号		4	3.9	1,105	1,096	99.2	7	0.6	0	0.0	2	0.2
	明石市小久保2丁目往環北	明石市大久保町江井島											
12	一般国道250号		4	5.5	1,068	1,050	98.3	0	0.0	5	0.5	13	1.2
	明石市大久保町江井島	明石市二見町西二見(加古川市境)											
13	神戸明石線		2	1.0	819	481	58.7	94	11.5	0	0.0	244	29.8
	明石市旭ヶ丘	明石市小久保1丁目											
14	小部明石線		2	1.4	397	396	99.7	0	0.0	0	0.0	1	0.3
	明石市鷹匠町1丁目	明石市大光明町1丁目											
15	明石停車場線		6	0.2	0	0	-	0	-	0	-	0	-
	明石市大光明町1丁目	明石市大光明町1丁目											
16	宗佐土山線		2	1.1	174	131	75.3	0	0.0	24	13.8	19	10.9
	加古川市平岡町土山	加古郡福美町六分一											
17	大久保稲美加古川線		2	3.0	1,066	776	72.8	48	4.5	58	5.4	184	17.3
	明石市大久保町大窪	明石市大久保町高丘											
18	明石港線		2	0.6	242	242	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	明石市港町	明石市本町2丁目											
19	林崎港線		2	0.5	144	144	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	明石市林崎町3丁目	明石市林崎町2丁目											
20	二見港土山線		4	1.5	42	29	69.0	0	0.0	0	0.0	13	31.0
	明石市二見町南二見	明石市二見町西二見											
21	二見港土山線		4	1.0	195	129	66.2	8	4.1	0	0.0	58	29.7
	明石市二見町西二見	明石市二見町西二見											
22	西明石停車場線		2	0.1	80	78	97.5	0	0.0	0	0.0	2	2.5
	明石市和坂町往来端	明石市和坂町往来端											
23	有瀬大蔵線		2	2.0	782	759	97.1	1	0.1	0	0.0	22	2.8
	明石市荷山町	明石市大蔵町											
24	岩岡魚住線		2	1.3	72	44	61.1	0	0.0	10	13.9	18	25.0
	明石市魚住町金ヶ崎	明石市魚住町長坂寺											
25	岩岡魚住線		2	1.6	476	469	98.5	1	0.2	0	0.0	6	1.3
	明石市魚住町長坂寺	明石市魚住町中尾											
26	江井ヶ島大久保停車場線		2	3.3	628	628	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	明石市大久保町江井島	明石市大久保町大窪											
27	平荘大久保線		2	2.7	631	398	63.1	4	0.6	0	0.0	229	36.3
	明石市大久保町天郷	明石市大久保町大窪											
28	平野舞子停車場線		4	1.7	787	553	70.3	2	0.3	0	0.0	232	29.5
	明石市松ヶ丘4丁目	明石市松ヶ丘1丁目											
29	志染土山線		2	1.8	509	471	92.5	0	0.0	12	2.4	26	5.1
	加古郡福美町六分一	明石市魚住町清水											
30	明石高砂線		2	11.4	4,052	3,650	90.1	298	7.4	0	0.0	104	2.6
	明石市本町2丁目	明石市二見町東二見											
31	明石高砂線		2	1.9	649	614	94.6	0	0.0	0	0.0	35	5.4
	明石市二見町東二見	明石市西二見											
明石市全体			-	70.7	20,104	15,950	79.3	2,028	10.1	114	0.6	2,012	10.0
明石市全体（平成17年度）			-	70.7	20,104	15,481	77.0	2,169	10.8	70	0.3	2,384	11.9

**公害苦情
年度別苦情件数**

発 生 源		平成 13 年度 (2001 年)	平成 14 年度 (2002 年)	平成 15 年度 (2003 年)	平成 16 年度 (2004 年)	平成 17 年度 (2005 年)	
製造 事業所	計	15	6	18	7	11	
	食 料 品	2	1	5	1	3	
	織 維 製 品						
	木材、木製品、家具		1	1		1	
	パルプ、紙製品						
	化学工業、石油、石炭製品	4	1	4	1	1	
	窯業、土石製品	1		1	1		
	鉄鋼、非鉄金属、金属製品	1	3	4	2	3	
	機 械 器 具	2		1	1	2	
その他の製造事業所	5		2	1	1		
修 理 工 場	4	2					
建 築 ・ 土 木 工 事	14	11	13	14	14		
交通 機関	計	5	1	9	5	1	
	自 動 車	5		5	3		
	鉄 道	新 幹 線		1	1	3	
		その他の鉄道			1	1	1
	航 空 機						
そ の 他							
牧 畜 、 養 豚 、 養 鶏 場	2						
下 水 、 清 掃 事 業			1				
娯 楽 、 遊 興 、 ス ポ ー ツ 施 設		3	1	3			
家 庭 生 活	2						
鉱 業 施 設 、 採 石 場							
商 店 、 飲 食 店 (うち、カラオケ騒音苦情)	5 (1)	5 (1)	2		2 (2)		
事 務 所				6	1		
そ の 他	計	8	17	6	6	8	
	ク リ ー ニ ン グ ・ 理 容 店 ・ 浴 場 業						
	廃 品 回 収 業			1			
	教 育 関 連 施 設				1		
	農 作 業		2	1		1	
そ の 他	8	15	4	5	7		
不 明	2	2	3	1	1		
合 計	55	45	55	42	38		

環境基準

1 大気の汚染に係る環境基準

物質	二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10 mg / m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg / m ³ 以下であること。	
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法	非分散型赤外分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	
(備考) 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。					
物質	光化学オキシダント	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	1時間値が0.06ppm以下であること。	1年平均値が0.003 mg / m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2 mg / m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2 mg / m ³ 以下であること。	1年平均値が0.15 mg / m ³ 以下であること。
測定方法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
(備考) 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。					

2 水質の汚濁に係る環境基準

人の健康の保護に関する環境基準

[該当水域はすべての水域]

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg/l以下	1.1.1-トリクロロエタン	1mg/l以下
全シアン	検出されないこと	1.1.2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下
鉛	0.01mg/l以下	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下
六価クロム	0.05mg/l以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下
ヒ素	0.01mg/l以下	1.3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下
総水銀	0.0005mg/l以下	チウラム	0.006mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/l以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/l以下
ジクロロメタン	0.02mg/l以下	ベンゼン	0.01mg/l以下
四塩化炭素	0.002mg/l以下	セレン	0.01mg/l以下
1.2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	ほう素	1mg/l以下
1.1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下	ふっ素	0.8mg/l以下
シス-1.2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	硝酸性及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下

生活環境の保全に関する環境基準等

(1) 河川（湖沼を除く：本市については該当なし）

類型	利用目的の適応性	基準値				
		pH 水素 イオン濃度	BOD 生物化学的 酸素要求量	SS 浮遊 物質	DO 溶存酸素量	大腸菌 数
AA	水道1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/ 100ml 以下
A	水道2級・水産1級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	100MPN/ 100ml 以下
B	水道3級・水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l 以下	25mg/l 以下	5mg/l 以上	500MPN/ 100ml 以下
C	水産3級・工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l 以下	50mg/l 以下	5mg/l 以上	—
D	工業用水2級・農業用水及びE欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l 以下	100mg/l 以下	2mg/l 以上	—
E	工業用水3級・環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l 以下	ゴミなどの浮遊物が認められない	2mg/l 以上	—

(注)自然環境保全：自然深勝等の環境保全

水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

“ 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

“ 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

“ 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

“ 3級：コイ、フナ等、 - 中貧腐水性の水域の水産生物用

工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

“ 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

“ 3級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

水質汚濁に係る環境基準の水域類型（河川）

水域の範囲	類型値	指定年月日告示番号
明石川上流（伊川合流点より上流）	B	48. 9. 4
明石川下流（伊川合流点より下流）	C	兵庫県告示第 415 号
伊 川 （ 全 域 ）	C	60. 3.22
谷八木川 （ 全 域 ）	E	兵庫県告示第 451 号

水質に係る要監視項目の指針値

項 目	指 針 値	項 目	指 針 値
ク ロ ロ ホ ル ム	0.06mg/l 以下	イ プ ロ ベ ン ホ ス	0.008mg/l 以下
ト ラ ン ス 1, 2 - シ ャ ク ロ ロ イ チ レ ン	0.04mg/l 以下	ク ロ ル ニ ト ロ フ ェ ン	
1, 2 - シ ャ ク ロ ロ フ 〇 ハ ン	0.06mg/l 以下	ト ル エ ン	0.6mg/l 以下
p - シ ャ ク ロ ロ ベ ン セ ン	0.2mg/l 以下	キ シ レ ン	0.4mg/l 以下
イ ソ キ サ チ オ ン	0.008mg/l 以下	フ タ ル 酸 シ 〇 エ チ ル ハ キ シ ル	0.06mg/l 以下
ダ イ ア ジ ノ ン	0.005mg/l 以下	ニ ッ ケ ル	
フ ェ ニ ト ロ チ オ ン	0.003mg/l 以下	モ リ ブ デ ン	0.07mg/l 以下
イ ソ プ ロ チ オ ラ ン	0.04mg/l 以下	ア ン チ モ ン	0.02mg/l 以下
オ キ シ ン 銅	0.04mg/l 以下	塩 化 ビ ニ ル モ ノ マ ー	0.002mg/l 以下
ク ロ ロ タ ロ ニ ル	0.05mg/l 以下	エ ピ ク ロ ロ ヒ ド リ ン	0.0004mg/l 以下
ブ ロ ビ ザ ミ ド	0.008mg/l 以下	1, 4 - ジ オ キ サ ン	0.05mg/l 以下
E P N	0.006mg/l 以下	全 マ ン ガ ン	0.2mg/l 以下
ジ ク ロ ル ボ ス	0.008mg/l 以下	ウ ラ ン	0.002mg/l 以下

フェノカルブ	0.03mg/l 以下		
--------	-------------	--	--

(2) 地下水に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg/l 以下	1.1.1-トリクロロエタン	1mg/l 以下
全シアン	検出されないこと	1.1.2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下
鉛	0.01mg/l 以下	トリクロロエチレン	0.03mg/l 以下
六価クロム	0.05mg/l 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下
ヒ素	0.01mg/l 以下	1.3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下
総水銀	0.0005mg/l 以下	チウラム	0.006mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/l 以下
P	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/l 以下
C	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/l 以下
B	検出されないこと	セレン	0.01mg/l 以下
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	ほう素	1mg/l 以下
四塩化炭素	0.002mg/l 以下	ふっ素	0.8mg/l 以下
1.2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下	硝酸性及び亜硝酸性窒素	10mg/l 以下
1.1-ジクロロエチレン	0.02mg/l 以下		
シス-1.2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下		

(3) 水浴場による判定基準

区分	ふん便性 大腸菌群	油膜の有無	C O D	透明度
適	水質 A A 不検出 (検出限界 2個/100ml)	油膜が認められない	2mg/l 以下	全透 (水深1m以上)
	水質 A 100個/100ml 以下	油膜が認められない	2mg/l 以下	全透 (水深1m以上)
可	水質 B 400個/100ml 以下	常時は油膜が認められない	5mg/l 以下	1m未満～50cm以上
	水質 C 1000個/100ml 以下	常時は油膜が認められない	8mg/l 以下	1m未満～50cm以上
不適	1000個/100ml を超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/l 超	50cm未満

(注) 1 ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、C O Dまたは透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを「不適」な水浴場とする。

2 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、C O Dまたは透明度によって、「水質A A」、「水質A」、「水質B」あるいは「水質C」を判定し、「水質A A」及び「水質A」であるものを「適」、「水質B」及び「水質C」であるものを「可」とする。

- ・ 各項目の全てが「水質A A」である水浴場を「水質A A」(水質が特に良好な水浴場)とする。
- ・ 各項目の全てが「水質A」である水浴場を「水質A」(水質が良好な水浴場)とする。
- ・ 各項目の全てが「水質B」である水浴場を「水質B」とする。
- ・ これら以外のものを「水質C」とする。

3 騒音に係る環境基準

地域の類系	基準値	
	昼間	夜間
A A	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
- 2 A Aを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。)については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

< 備考 >

車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められる時は、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。	

4 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の種類	基準値
主として、住居の用に供される地域	70 デシベル以下
商工業の用に供される地域等、上記以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	75 デシベル以下

5 ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基 準 値	測 定 方 法
大 気	0.6pg-TEQ / m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水 質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ / l 以下	日本工業規格 K 0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ / g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土 壌	1,000pg-TEQ / g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
<p>備 考</p> <p>1 基準値は、2,3,7,8 - 四塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシンの毒性に換算した値とする。</p> <p>2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。</p> <p>3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ / g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。</p>		

この冊子は、森林保護のため再生紙を使用しています

明石市 環境部 環境政策課

〒673 0882 明石市相生町 2 5 15

TEL : 078 918 5030

FAX : 078 918 5107

e-mail : kankyo@city.akashi.hyogo.jp

平成 18(2006)年版

明石市 環境の現況

明石市 環境部 環境政策課

も く じ

大気汚染

1	大気汚染の監視体制	1
2	大気汚染常時監視局	1
3	有害大気汚染物質	4
4	ダイオキシン類	5
5	外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン類）	5
6	酸性雨	5

水質汚濁

1	河川の水質状況	6
2	地下水調査について	9
3	海水浴場水質調査について	9
4	ダイオキシン類	9
5	外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン類）	9

騒音・振動

1	都市環境騒音	10
2	自動車交通騒音	11
3	山陽新幹線	11

公害苦情

1	公害苦情発生状況	12
2	公害苦情の傾向	14

大気汚染

1 大気汚染の監視体制

大気汚染は、工場等の操業をはじめとする産業・経済活動や、自動車の走行等に伴って排出される物質（窒素酸化物、硫黄酸化物等）によって起こります。

大気汚染に関する環境基準には二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素及び光化学オキシダント等がありますが、本市ではそれらの汚染物質を平成 16(2004)年 12 月に更新した大気監視システムにより、一般環境大気測定局 3 局と自動車排出ガス測定局 2 局で常時監視しています。なお、これらの物質の排出事業所に対して大気汚染防止法や兵庫県条例による規制や指導を行うとともに、公害防止（環境保全）協定を締結する等、大気環境の保全に努めています。

また、大気中の濃度が低濃度であっても長期間の吸入により健康影響が懸念される物質、いわゆる有害大気汚染物質については、環境基準が設定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンを含め、19 物質についてモニタリング調査（実態調査）を実施しています。ダイオキシン類については、平成 12(2000)年 1 月にダイオキシン類対策特別措置法が施行され、環境基準の設定や排出施設への規制などの総合的な対策が講じられています。

2 大気汚染常時監視局

(1) 環境基準の達成状況

二酸化硫黄

[一般環境大気測定局]

王子、大久保及び二見局で測定しており、年平均値は過去 5 年間では、王子局、二見局が平成 15 年度に減少に転じてから大きな変動はない状態です。

なお、環境基準は 3 局とも達成していました。

二酸化硫黄は、主として重油等の燃料に含まれる硫黄が燃焼によって空気中の酸素と化合して発生するもので、大気汚染の主要因として重点的に対策が講じられてきた物質です。

浮遊粒子状物質

[一般環境大気測定局]

王子、大久保及び二見局で測定しており、年平均値は過去 5 年間でほぼ横ばいの状態です。

なお、環境基準は 3 局とも達成していました。

[自動車排出ガス測定局]

林崎局で測定しており、年平均値は過去 5 年間でほぼ横ばいの状態です。

平成 15 年度から、小久保局でも測定を開始しました。

なお、環境基準は林崎局、小久保局ともに達成していました。

浮遊粉じんのうち粒径 10 μm 以下の粒子は、沈降速度が小さく大気中に比較的長時間滞留す

ることや、気道・肺胞に沈着して呼吸器に影響を及ぼすことから、環境基準が定められています。

窒素酸化物

[一般環境大気測定局]

王子、大久保及び二見局で測定しています。

一酸化窒素、二酸化窒素ともに、王子、大久保局、二見局では、年平均値は過去5年間で大きな変動のない、ほぼ横ばいの状態です。

なお、二酸化窒素は、3局とも環境基準を達成していました。

[自動車排出ガス測定局]

林崎、小久保局で測定しており、一酸化窒素、二酸化窒素ともに、林崎、小久保局では、年平均値は過去5年間で大きな変動のない、ほぼ横ばいの状態です。

なお、二酸化窒素は、両局とも環境基準を達成していました。

窒素酸化物（一酸化窒素、二酸化窒素）は、物の燃焼に伴って必然的に発生する物質で、その主な排出源は工場及び自動車ですが、最近では家庭等からの排出も無視できないとされています。

なお、二酸化窒素について環境基準が定められています。

光化学オキシダント

[一般環境大気測定局]

王子、大久保及び二見局で測定しており、過去5年間に比べて大きな変動はありません。光化学スモッグ広報等は、予報が2回、注意報が3回発令されました。

なお、環境基準は3局とも達成されませんでした。

光化学オキシダントは、大気中の窒素酸化物、炭化水素等が強い紫外線によって化学反応を起こして生成される酸化性の物質の総称で光化学スモッグの原因となり、目や喉を刺激したり、植物の葉を白く変色させたりします。

一酸化炭素

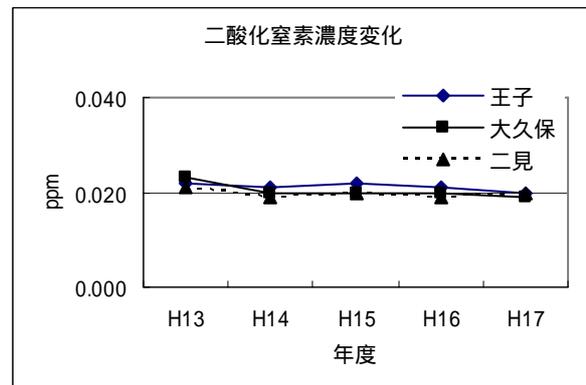
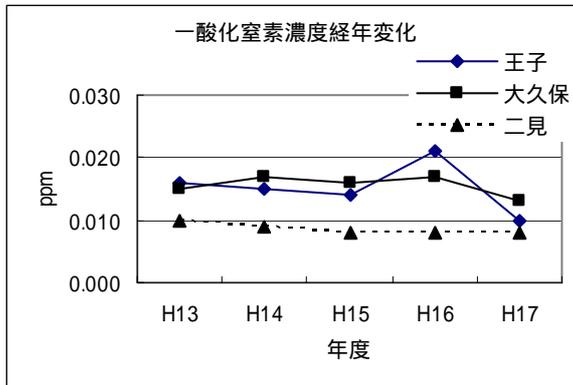
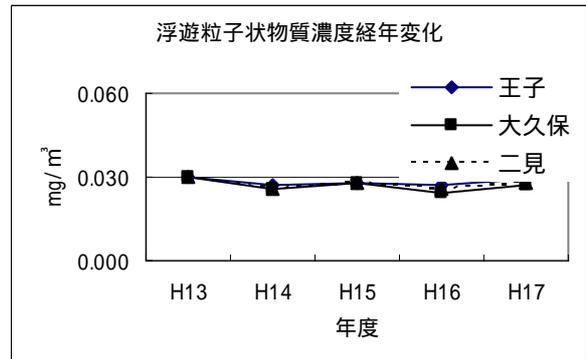
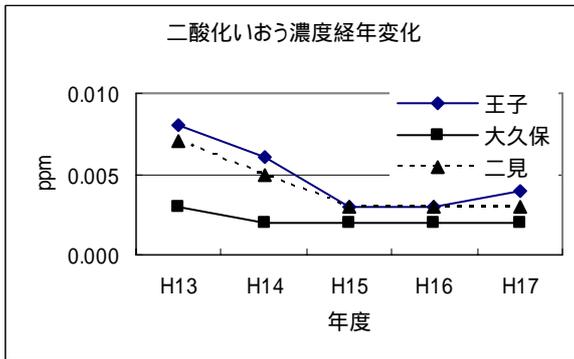
[自動車排出ガス測定局]

林崎、小久保局で測定しており、年平均値は過去5年間で大きな変動はありません。

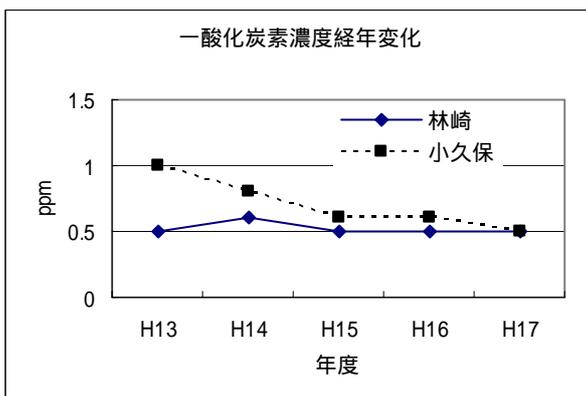
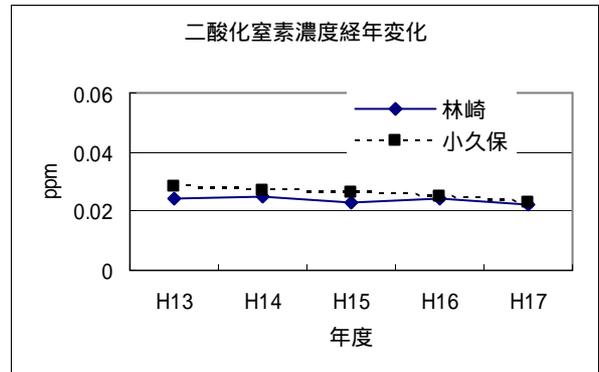
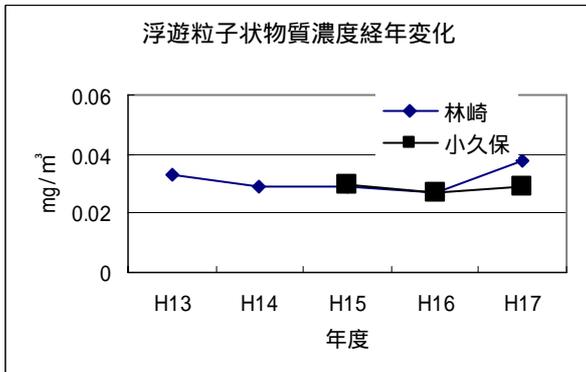
なお、両局とも環境基準を達成していました。

一酸化炭素は、有機物が不完全燃焼した際に発生する炭素の酸化物で、環境基準が設定されています。

[一般環境大気測定局]



[自動車排出ガス測定局]



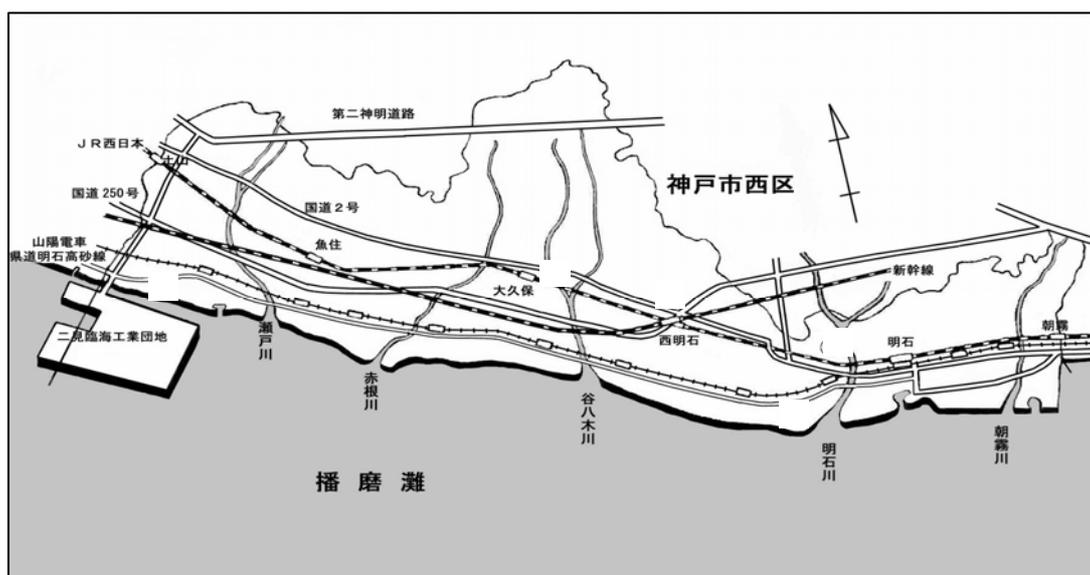
(2) 大気汚染測定計器設置状況

(平成17年度)

図番号	局名	建物名	所在地	測定項目
	王子	環境政策課分室	王子2丁目12-6	SO ₂ , SPM, NO, NO ₂ , O _x , WD, WS
	大久保	大久保市民センター	大久保町大窪612-1	SO ₂ , SPM, NO, NO ₂ , O _x , WD, WS
	二見	二見市民センター	二見町東二見457-1	SO ₂ , SPM, NO, NO ₂ , O _x , WD, WS
	林崎	林小学校内 林崎局舎	林崎町1丁目8-10	SPM, NO, NO ₂ , CO, WD, WS
	小久保	小久保局舎	小久保1丁目5-5	SPM, NO, NO ₂ , CO, WD, WS

(備考) SO₂ : 二酸化硫黄 SPM : 浮遊粒子状物質 NO : 一酸化窒素 NO₂ : 二酸化窒素
O_x : 光化学オキシダント CO : 一酸化炭素 WD : 風向 WS : 風速

王子局 (一般環境大気測定局) 林崎局 (自動車排出ガス測定局)
大久保局 (一般環境大気測定局) 小久保局 (自動車排出ガス測定局)
二見局 (一般環境大気測定局)



3 有害大気汚染物質

平成8(1996)年5月に大気汚染防止法の一部が改正され、有害大気汚染物質対策が盛り込まれました。本市でも、平成9(1997)年10月から、市内1ヶ所で有害大気汚染物質16物質のモニタリング調査を始め、平成10年度に2物質、平成11年度に1物質追加し、測定方法が定まっている19物質について調査しています。

平成17年度は大久保浄化センターにおいてモニタリング調査を行いました。

環境基準が設定されている4物質(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、ジクロロメタン)は全て環境基準を達成していました。

測定物質

アクリロニトリル	塩化ビニルモノマー	クロロホルム
1,2-ジクロロエタン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン
トリクロロエチレン	1,3-ブタジエン	ベンゼン
アセトアルデヒド	ホルムアルデヒド	ニッケル化合物
ベリリウム及びその化合物	マンガン及びその化合物	クロム及びその化合物
ヒ素及びその化合物	水銀及びその化合物	ベンゾ[a]ピレン
酸化エチレン		

4 ダイオキシン類

廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類による環境汚染が、社会問題になっていることから、ダイオキシン類の汚染状況を、大久保浄化センター及び魚住浄水場の2地点で年4回(5, 8, 11, 翌年2月)調査しました。

すべての地点で環境基準を達成していました。

ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) 及びコプラナーPCB (PCBのうち平面構造をとるもの) の総称です。水には溶けにくく、有機溶媒 (いわゆる油) には溶けやすい性質があります。

5 外因性内分泌攪乱化学物質 (環境ホルモン)

工場や自動車の排気ガスなどから排出される人工的な化学物質が、人間の内分泌ホルモンを攪乱する疑いのある物質 (環境ホルモン) として、社会的に関心が高いことから、大久保浄化センターで調査した結果、PCBなど8物質が検出されました。

環境ホルモン類には、環境基準は設定されていません。

6 酸性雨

本市では、王子局及び二見局の屋上にろ過式雨水採取装置を設置し、採取した雨水のpH等を測定しています。その結果は、王子局でpH4.5、二見局でpH4.6でした。

大気中に放出された硫酸化合物や窒素酸化合物等が原因でpHが5.6以下となった雨水を酸性雨といい、森林や建物に被害を及ぼします。

水質汚濁

水質汚濁とは、公共用水域である河川・湖沼・海域等に、酸・アルカリ性物質、重金属類、トリクロロエチレン等をはじめとする有害物質や、油、懸濁物質、温排水、着色排水、様々な有機・無機物質等が流入することにより、その自浄能力を超えて汚染物質が蓄積され、水質及び底質が悪化する現象をいいます。

水質の汚濁源は、極めて多岐にわたっていますが、概ね生活排水、工場排水、農業排水、その他の排水に分類されます。

河川や海域の水質については、水質汚濁防止法や兵庫県環境の保全と創造に関する条例等により、工場排水を規制することで水質の保全を図っています。特に瀬戸内海は、閉鎖性水域であるために、水質保全の立場から、特別に瀬戸内海特別措置法による総合施策の策定がなされ、水質は改善の方向にあります。

1 河川の水質状況

本市には5つの2級河川があり、市域を北から南に縦断して瀬戸内海に流れ込んでおり各河川とも流長が短く、流量もあまり多くありません。

本市は、県測定計画に基づいて明石川、谷八木川、赤根川、瀬戸川の通年調査を実施しており、また、市の自主調査として朝霧川の一般調査を行い、市内公共用水域の水質汚濁状況を監視しています。

(1) 測定結果と水質汚濁状況

環境基準達成状況は、健康項目については、全ての測定地点及び項目において環境基準を達成していました。

生活環境項目については、明石川下流（嘉永橋）でC類型、谷八木川全域（谷八木橋）でE類型に環境基準が設定されており、有機汚濁の代表的指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）を含む全ての項目で、両地点とも環境基準を達成していました。

BOD(生物化学的酸素要求量)

微生物が水中の有機物を分解するとき、酸素を消費しますが、その酸素の量で有機物の量を表します。つまり、有機物が多いほど、微生物が消費する酸素の量が大きくなります。なお、微生物による分解を利用するため、測定に5日間を要します。また、環境基準は、日間平均値を小さい順に並べなおして、75%目になる値をもって「75%値」と評価します。

各河川の水質状況については、次のとおりです。

明石川

神戸市の山間部に源を発した流路延長が約 20.4km の河川で、いくつかの支流が合流して播磨灘に注いでいます。本市域は約 2.4km と短く、神戸市内に本市上水源取水口がありません。

生活環境項目に係る環境基準は、明石川上流が B 類型、下流と支流の伊川が C 類型に設定されています。

本市の基準点である下流の嘉永橋の BOD は、良好な水質を維持しており、環境基準を達成していました。

谷八木川

市の中央部に位置し、大久保町松陰に源を発して南流し、播磨灘に注いでいる流路延長約 4.1km の河川です。

生活環境項目に係る環境基準は、谷八木川全域が E 類型に設定されています。

基準点である谷八木橋の BOD は、良好な水質を維持しており、環境基準を達成していました。

赤根川

市北部の大久保町大窪に源を発し、大久保町西部を南流し播磨灘に注ぐ、流路延長約 4.9km の河川です。

BOD は、過去 5 年間ほとんど変化はありませんでした。

瀬戸川

神戸市西区岩岡町に源を持つ河川が本市内に入って清水川、瀬戸川となり、その 2 つが合流して南に流れて播磨灘に注いでいる、市内の流路延長が約 5.5km の河川です。

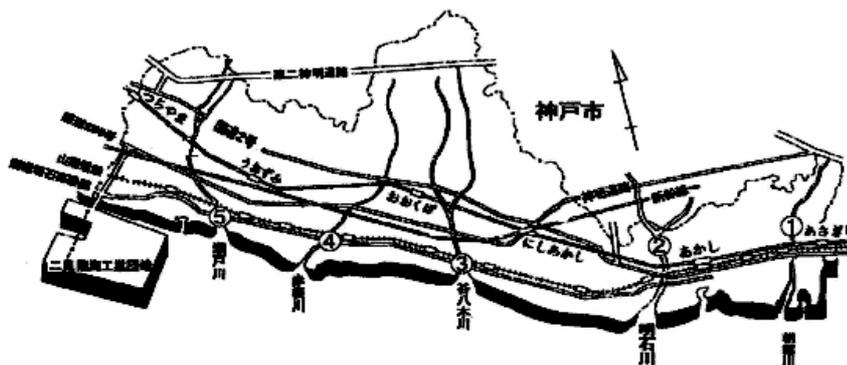
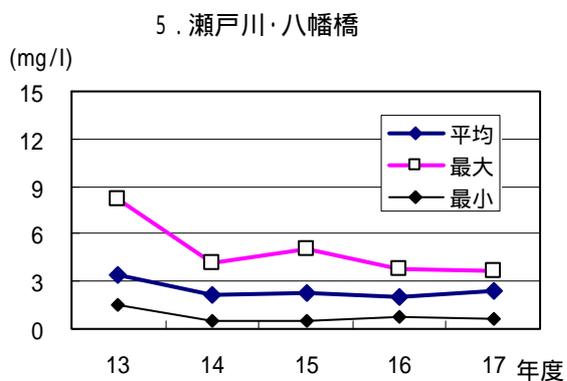
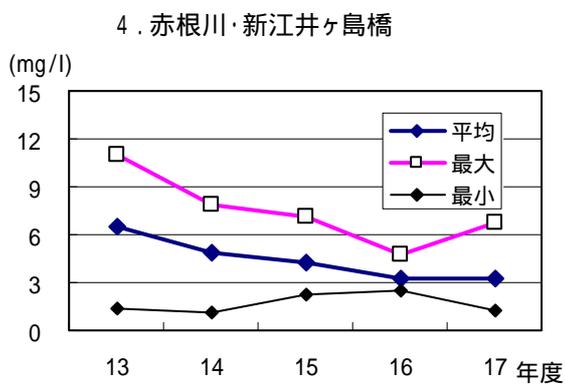
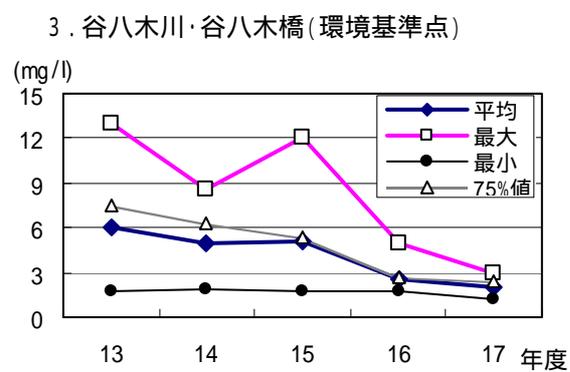
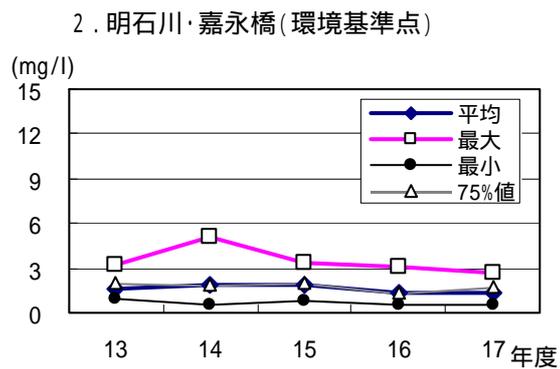
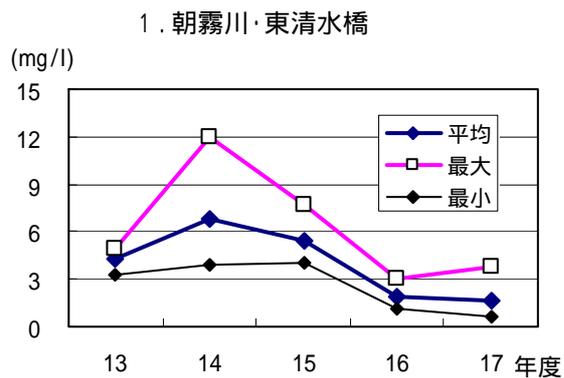
BOD は、過去 5 年間ほとんど変化はありませんでした。

朝霧川

市の東部に位置し、大蔵谷を南流する流路延長約 3.4km の河川です。

BOD は、過去 5 年間ほとんど変化はありませんでした。

(2) 公共用水域 水質測定地点図及びBODの経年変化



2 地下水調査について

水質汚濁防止法の改正により、平成元(1989)年度から地下水の常時監視として概況調査及び定期モニタリング調査を実施しています。

結果は次のとおりです。

(1) 概況調査

地域の全体的な地下水質の概況を把握するため、市内5地点で調査を実施しています。

結果は、これまでの調査と同様、すべての地点で有害物質は環境基準以下でした。

(2) 定期モニタリング

これまでの調査によって確認された汚染地区の継続的な監視で、汚染地区及びその下流地区に地点を選定して経年的に事後監視を行っており、平成7(1995)年度からは監視を強化するため年2回調査しています。

藤江、大久保町八木及び魚住町の3地域で、合計11地点を測定した結果、汚染物質の環境基準超過井戸は、シス-1,2-ジクロロエチレンが2ヶ所、トリクロロエチレンが3ヶ所、テトラクロロエチレン3ヶ所でした。

3 海水浴場水質調査について

市内の海水浴場について水質等の現状を把握し、住民の利用に資するため、松江海水浴場(2地点)及び江井島海水浴場(1地点)について、実態調査を行いました。

遊泳期間前の調査結果は、環境省の「水浴場に係る判定基準」により、松江海水浴場では「適(水質AA)」、江井島海水浴場では「適(水質AA)」でした。また、遊泳期間中に実施した参考調査においては、調査した全ての海水浴場で「適(水質A)」でした。

4 ダイオキシン類

ダイオキシン類の汚染状況を、水質調査については、公共用水域(明石川、谷八木川、赤根川及び瀬戸川の水質と底質)4地点と地下水4地点、また土壌調査については、市内4地点で、5月に調査しました。

いずれの調査でも環境基準は達成していました。

5 外因性内分泌攪乱化学物質(環境ホルモン類)

アルキルフェノール類など11物質の環境ホルモン類調査を明石川、谷八木川、赤根川及び瀬戸川の4河川で10月に実施し、すべての物質が不検出または検出下限付近の値でした。

なお、環境ホルモン類については現在のところ、環境基準等は設定されていません。

騒音・振動

1 都市環境騒音

市内全域を東部、中部、西部に地域分けし、各用途地域について、年 1 回の調査を行っています。調査地点及び調査結果は、次のとおりです。

調査結果

全測定地点において、昼間夜間ともに環境基準を達成していた。

地域の類型	用途地域	測定地点	測定値 (Leq) [デシベル]	
			昼	夜
A	第1種低層住居専用地域	松が丘 5 丁目 7 - 1	54.7	44.8
	第1種低層住居専用地域	錦が丘 1 丁目 1 7 - 5	48.8	41.4
	第1種中高層住居専用地域	王子 1 丁目 1 - 1	53.4	44.6
B	第1種住居地域	大久保町八木 5 9 9 - 3	49.6	42.1
	第1種住居地域	二見町西二見 1 0 2 4	48.8	41.4
C	近隣商業地域	大久保町高丘 3 - 3	53.9	41.1
	工業専用地域	船上町 1 - 5	54.0	49.8

(備考) ○は環境基準に適合、×は環境基準を超えているものを示す。

Leq(等価騒音レベル) : Leq とはある時間内の変動する騒音を、エネルギー的に平均化した値であり、騒音に対する人の感じ方とよく一致するといわれている。

2 自動車交通騒音

自動車騒音の常時監視は、自動車騒音の影響がある道路に面する地域で、「騒音に係る環境基準」の達成状況等を把握するものであり、明石市においても平成14年度に「自動車騒音評価システム」を導入し実施しています。騒音の環境基準では、道路に面する地域について、定域内の住居等のうち騒音レベルが基準値を超過する戸数及び超過する割合により評価することとされています。

調査結果

明石市全体の環境基準達成率は約80%であり、東西に国道2号線・国道250号線・県道718号線(旧浜国)という交通量の多い幹線道路が通っている市の現状を考えると、比較的良好な状況であるといえます。

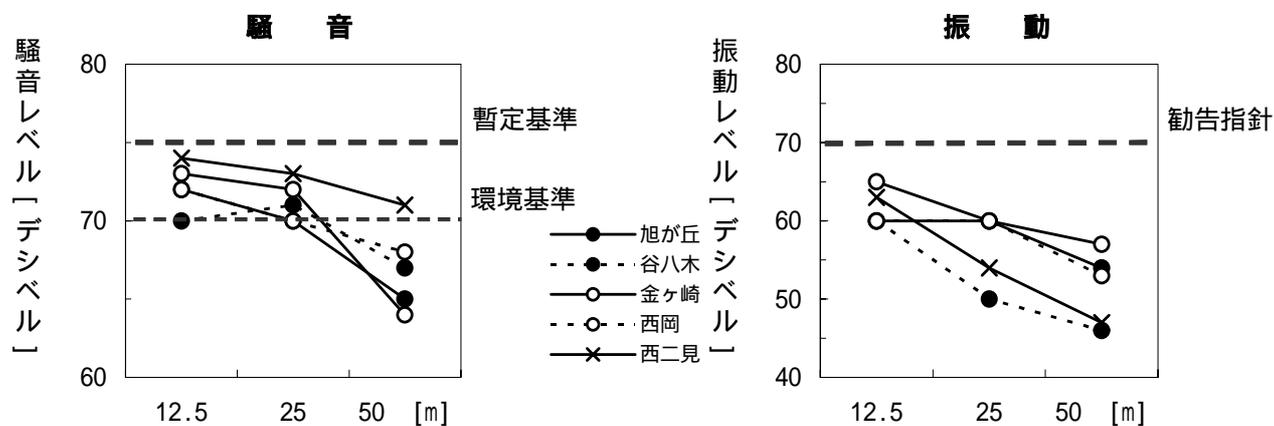
3 山陽新幹線

新幹線騒音振動測定結果

市内5地点(旭が丘、谷八木、金ヶ崎、西岡、西二見)で測定した結果、騒音、振動ともに昨年の数値と大きな変化はありませんでした。

騒音は、全ての地点において暫定基準は達成していました。

振動については、全地点において環境省勧告指針値を下回っていました。



(平成17年5月20日、24日、25日測定)

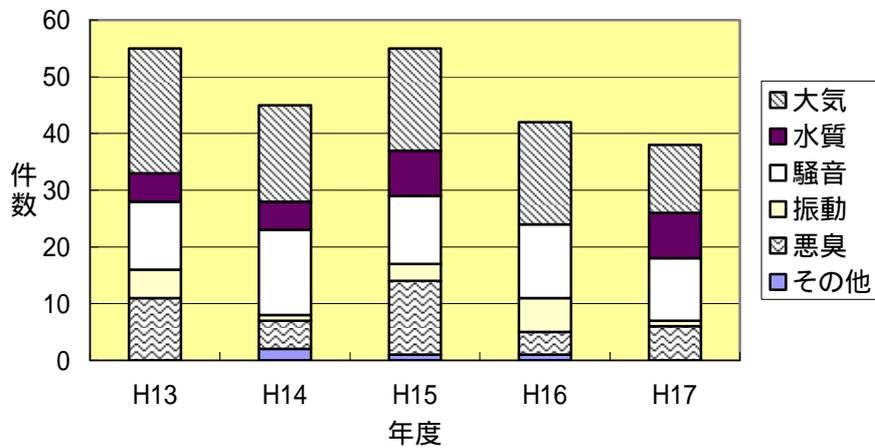
公害苦情

1 公害苦情発生状況

(1) 苦情件数の推移

過去5年間では、全体的に減少傾向にあるといえます。平成17年度は38件で、ここ5年間では最も少なくなっていました。

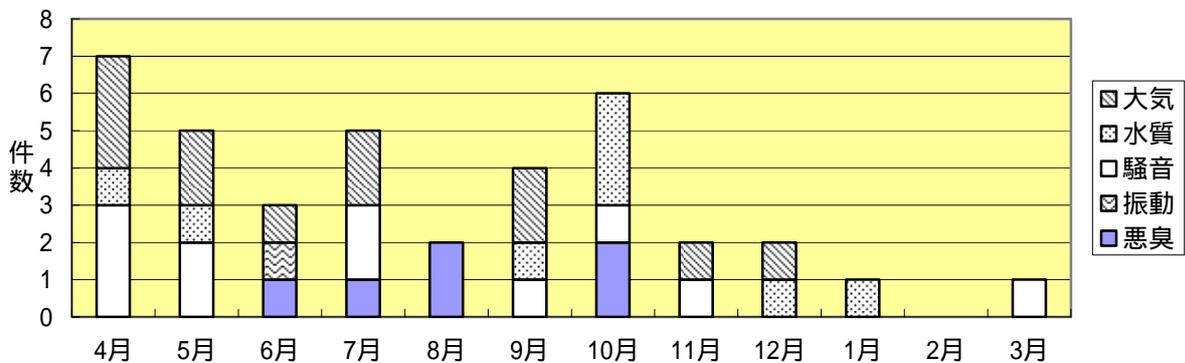
苦情件数の推移



(2) 月別苦情件数

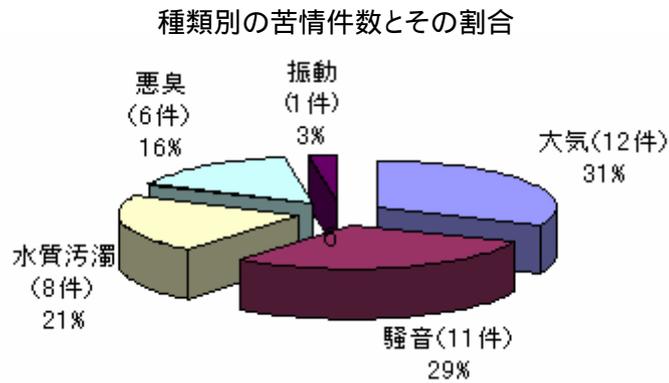
発生件数の割合は、5月から11月までに全体の71%程度あり、夏から秋にかけての時期に苦情が多いという結果でした。

月別苦情件数



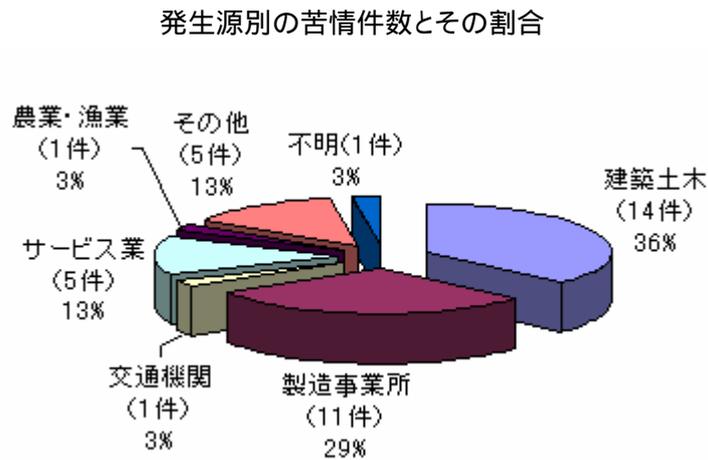
(3) 種類別苦情件数

大気(12件)と騒音(11件)で全件の60%を占めており、続いて水質汚濁(8件)、悪臭(6件)となっていました。



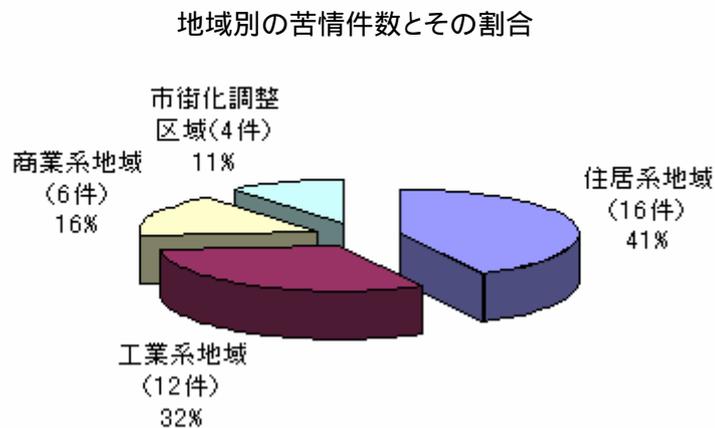
(4) 発生源別苦情件数

例年、発生源として割合の高い、建築土木(14件)と製造事業所(11件)で全体の65%を占めていました。



(5) 地域別苦情件数

住居系地域(16件)と工業系地域(12件)で全件数の73%と大きな割合を占めていました。以下、商業系地域が16%、市街化調整区域が11%を占めていました。



(6) 公害苦情と法令違反との関係

公害苦情のうち、公害規制法令等の違反が確認されたのは 16%、規制基準値以内のものが 5%であり、法令規制の適用対象外である感覚的な苦情などが 79%でした。

2 公害苦情の傾向

平成 17(2005)年度における公害苦情のうちの約 8 割が、公害規制法令の適用を受けないものでした。近年の公害苦情は、法や条例の規制によって対応できるものから、規制による対応が困難なものへと変化しつつあります。

(1) 大気汚染の苦情

大気汚染については、ごみ等の焼却に伴う、煙・すす・臭いの苦情が多く、ほかには建設工事等による粉じんの苦情があります。

(2) 水質汚濁の苦情

水質汚濁については、油膜等の見た目の不快感によるものと臭いによるもののが多くあります。油膜については、不法投棄または工場等の事故や不注意による流出等が考えられますが、一過性のことが多く原因究明が困難です。

(3) 騒音・振動の苦情

騒音については、工場の作業音、建設工事音、交通騒音でほとんどを占めており、その他では、事務所等の室外機音、飲食店のカラオケ音、家庭電化製品等の日常生活に伴う近隣騒音などがあります。

振動については、工場、建設現場等において、騒音に付随しておこる場合がほとんどです。

(4) 悪臭の苦情

悪臭については、工場・池・水路・側溝・畜産関係の臭気といったように、その発生源は多種多様ですが、法的な規制にかからないものやなじまないものが多く、解決や再発防止が非常に困難です。

環境基本計画の進捗状況について

1 環境教育・啓発活動を重点的に推進します	
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> (1)環境教育・環境学習の推進 (2)市役所職員への環境に対する意識啓発の充実 (3)自然観察会や環境学習のためのイベントの充実 (4)環境活動拠点としてのコミュニティ・センター等の機能拡充 (5)図書館における環境関連資料の充実 (6)遊休農地等を活用した市民農園の整備
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習、啓発活動等については毎年継続的に実施している。 ・図書館では毎年、環境関連図書を購入している。 ・市民農園として石ヶ谷農園 300 区画・大久保町農園 65 区画を継続実施

2 明石の環境を調査・測定し、結果を生かします	
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> (1)大気、水質、騒音及び有害化学物質等の監視・観測体制の充実 (2)自然に関する調査及び環境マップの作成と普及促進 (3)環境汚染物質等に関する調査・測定データの積極的な公開 (4)環境情報システムの整備推進とその効果的な運用 (5)地球環境の観測・監視の推進及び国や研究機関等へのデータ提供
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の監視・測定を継続的に実施するとともに、データについては積極的に公表している。 ・環境政策課やごみ対策課のWebサイトで、各種データ、情報を充実させながら提供を行っている。 ・従来の年次報告書に加えて、分かりやすさを重視した「環境レポート」を新たに作成している。 ・市民やNPOと連携した自然に関する調査や環境マップの作成に関する取り組みは進んでいない。

3 三者のパートナーシップのしくみをつくります	
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) (仮称)環境共生懇話会の創設に向けた自主的連携型市民活動の支援 (2) 行政のコーディネーターとしての役割・機能の強化 (3) 環境アドバイザーの育成及び民間団体等への派遣 (4) 発展途上地域との人材交流等による地球環境の保全推進
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境 NGO とパートナーシップ組織の立ち上げに向けての検討、パートナーシップに関する講演会、講座、協働コーディネーター養成講座を開催した。 ・ 明石地域における兵庫県地球温暖化防止活動推進員がコミュニティ・センター等で積極的に啓発活動を進めている。

4 積極的な環境行動を進めます	
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 環境行動指針等に基づく環境行動の推進 (2) 事業者や行政における環境マネジメントシステムの導入の推進 (3) 環境影響評価の推進 (4) 事業者向け環境行動マニュアルの作成と普及促進 (5) 地域環境美化活動への市民参加の促進 (6) 事業者による公害防止対策の推進 (7) 自発的な活動の支援
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種リーフレット、環境家計簿等の作成、消費者フェア等での啓発。 ・ 市は平成 13 年 3 月に I S O 14001 を認証取得。 ・ I S O 認証取得に対する支援として、中小企業に対する助成を行った (H13 ~ H15)。 9000 : 8 件、14001 : 9 件 ・ 春と秋の環境月間に、自治会やボランティア団体などが市内全域で屋外一斉清掃を実施し、土砂等を収集している。また、保健衛生推進協議会、女性団体協議会等とともにポイ捨て防止キャンペーンを主要駅前を実施している。 ・ 公害関係法令、公害防止協定に基づく立入調査の実施。 ・ 地域で環境活動に取り組む市民団体等が主催するイベントを支援している。 ・ 環境への取り組みを含め、まちづくりの実践活動に取り組む市民グループに対して活動助成を行う「市民実践活動助成事業」を実施している。

5 ごみの減量化、リサイクルを推進します	
施策内容	<p>(1)ごみの発生抑制の促進</p> <p>(2)生ごみ、枝葉等のたい肥化の促進</p> <p>(3)ごみ処理に係る応分負担の導入の検討</p> <p>(4)グリーン購入の促進</p> <p>(5)紙の使用抑制、リサイクルの推進</p> <p>(6)ごみの分別の徹底と資源化の促進</p> <p>(7)公共事業における建設廃材、建設残土の再資源化の促進</p> <p>(8)地域での資源回収活動への市民参加の促進及び積極的な支援</p>
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 明石市廃棄物条例に基づいて、大規模な建築物の所有者等に対し、事業系一般廃棄物の減量計画書の提出と廃棄物管理責任者の選任を促している。 ・ 資源物の回収促進、買い物袋持参運動などに取り組んでいる店舗、事業所を「ごみ減量化、再資源化推進宣言の店（スリムリサイクル宣言の店）」として募集、指定を行っている。 ・ 生ごみ堆肥化容器および生ごみ処理機の助成を実施している。 生ごみ堆肥化容器の購入助成実施状況（H12～H17）：379基 生ごみ処理機の購入助成実施状況（H12～H17）：727基 ・ 明石市廃棄物条例の改正による粗大ごみの戸別収集有料化の実施・庁内においては、文房具、用紙類、トナーカートリッジ、印刷発注におけるグリーン購入に取り組んでいる。 ・ 平成16年11月から紙類・布類（新聞紙・雑誌・段ボール・紙パック・布類の5品目）の分別収集を開始した。 ・ 公共工事においては、資材、土砂、アスファルトガラ、コンクリートガラの再利用を進めている。 ・ 集団回収団体に対し助成金や活動用具の交付などの支援を行い、その自主的な資源回収活動により古紙、古布等を回収し、資源化している。 集団回収登録団体数：394(H12) 457(H17)

6 省エネルギー、フロン等の排出抑制及び二酸化炭素の排出削減を推進します	
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> (1)エネルギーの使用抑制、省エネルギー機器・設備の導入の推進 (2)自然エネルギー、未利用エネルギーの利用促進 (3)公共交通機関の利用促進 (4)自動車の適正な利用の推進 (5)低公害車の普及促進 (6)特定フロン等の回収、破壊処理の推進
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内において、冷暖房の適正管理、不要な照明の消灯や蛍光灯ダミー管を利用した蛍光灯の削減に取り組んでいる。 ・ 消防庁舎に太陽光発電システム（10kW）を設置した。 ・ クリーンセンターの焼却熱の利用は、財政状況等により実施できていないが、発生する蒸気を利用してタービン発電機による発電を行っている。 ・ 近隣バス事業者等とともに、バス優先レーンキャンペーンを年 2 回実施している他、バスの日には利用促進キャンペーンを行っている。 ・ 平成 16 年 11 月からコミュニティバス「Taco（たこ）バス」の運行を行い、交通不便地域の緩和とマイカーからの転換による環境負荷の軽減対策に取り組んでいる。 ・ アイドリングストップ、エコドライブなどの実践について、ティッシュ配布、市政だより、横断幕などによる広報を実施している。 ・ 市バスの車両更新時にはアイドリングストップ装置を導入している。（38 台 / 全 62 台） ・ 県及び大阪ガスと連携を図りながら、天然ガス急速充填所の設置について取り組みを進め、「西明石エコ・ステーション」が開設された。 ・ 明石市低公害車導入計画により、公用車への低公害車導入に取り組んでいる。低公害車の累積導入車数：68 台 / 300 台 (H17) ・ 家電リサイクル法施行後は、必要に応じて不法投棄された業務用冷凍庫等のフロンガスを回収し、適切に破壊処理をしている。

7 多様な自然環境の保全・創造に取り組みます	
施策内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 貴重な動植物の生息・生育地、樹木・樹林の保護指定 (2) 海域及び砂浜等の保全 (3) ため池の保全及び整備 (4) 里山等の市街地周辺の樹林及び市街地における樹木の保全 (5) 学校と地域が一体となったビオトープづくりの推進 (6) 減農薬農業の普及促進
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな保護樹林・樹木の指定、自然保護地区及び生物保護地区の指定は行っていない。 ・ ため池の生態系を守るため、外来の動植物を持ち込まないように訴える看板を市内7箇所に設置している。 ・ 八木海岸斜面地環境整備を実施し、市民が親しめる海辺づくりを推進している。 ・ アカウミガメについては、産卵があった場合の保護などを行っている。 ・ 藻場造成及び飼料生物生産場造成を行い、魚類や底生生物などの多様な動植物が生息できる環境づくりを行っている。 ・ 漏水等による危険なため池の整備を行っており、整備に当たっては、周辺地域の生活環境に対する配慮及び建設副産物の再利用に努めている。 ・ 農家と地域住民が協力して貴重な自然・水辺空間のため池を守るため、ため池クリーンキャンペーンを実施している。 ・ 大久保北部の丘陵地は、明石市の緑の骨格を形成するうえで重要な地域であり、西明石から大久保北部を通り、魚住にいたる経路をふるさとの森（緑の回廊）として自然環境を保全しながら整備する事業を計画している。 ・ 大久保浄化センターせせらぎ水路を、スポーツクラブ 21 大久保南と協力し、水生生物（メダカ、ホタル）の放流や観察会、ビオトープ学習会などの水環境保全を考える場として有効に活用している。 ・ 黄色蛍光灯、フェロモントラップによる農薬散布回数の減少、堆肥流通システムの取り組みによる副産物の有効利用を図っている。

8 良好な都市環境の形成を推進します	
施策内容	<p>(1)公共下水道整備事業の推進による公共用水域の水質保全</p> <p>(2)道路その他公共施設や工場等での樹木等の植栽による緑化の推進</p> <p>(3)公園や緑地の整備と拡充の推進</p> <p>(4)建築行為等や屋外広告物の掲出に対する指導・助言等による景観の誘導</p> <p>(5)地域住民による自主的な住環境の保全の推進</p> <p>(6)透水性舗装の導入等、雨水の地下浸透による地下水の涵養</p> <p>(7)駐輪場の整備と放置自転車、違法駐車防止対策の推進</p>
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道人口普及率：84.5%(H12) 94.7%(H16) ・ 道路改良工事にあわせて植栽帯の設置及び植樹を実施している。 ・ 公園の整備を継続して実施している。 ・ 大規模建築物の都市景観への配慮について指導・助言を行うとともに、屋外広告物の規制及び公共空間デザインマニュアルなどの活用により良好な都市景観の形成を促進している。 ・ 自治会やまちづくり協議会等の積極的な取組みにより地区計画の導入に向けた協議を進め、地区計画の都市計画決定を行っている。また、地区計画で、建築物等に関する制限として定められた事項を条例化することにより、地区整備計画の内容が建築計画に反映できるようにしている。 ・ 道路改良工事による透水性舗装及び透水性ブロックの舗装整備を継続して進めている。 ・ 違法駐車等防止重点地域（明石駅周辺約2km）において、警告ステッカーの貼付、交通安全パトロール車による広報啓発活動を行っている。 ・ 通勤・通学者に駐輪指導をおこなうとともに、公共の場所での歩行者が円滑にさらに安全に通行できるよう放置自転車の撤去を実施している。

9 歴史・文化を守り、明石らしさを伝える市民文化を保存します	
施策内容	<p>(1)遺跡、史跡、天然記念物等の指定と保存の推進</p> <p>(2)歴史的市街地における建物を中心とした景観整備、歴史的まちなみの保全</p> <p>(3)埋蔵文化財、歴史的建造物等の保護意識の啓発</p>
実施内容	<p>史跡等の標柱や案内板の点検修理、市重要文化財の指定、都市景観形成重要建築物の指定を行うとともに、文化財年報の発行、発掘調査成果の展示により意識啓発を行っている。</p>

関心のあるテーマ(7/12)

関心のあるテーマ
「ごみ」 ・リサイクルの推進 ・生ごみの堆肥化 ・焼却ごみの削減 ・埋立地問題
「地球温暖化」 ・省エネ ・自然エネルギーの活用 ・大気汚染 ・水質汚染 ・循環型社会の実現 ・環境家計簿 ・チームマイナス6%運動
「自然」 ・明石の自然(生態系)を知り、守る組織作りと具体的施策 ・まちの景観 ・農 ・水 ・子ども・環境教育
「くらし」 ・駐車・駐輪問題 ・上下水道問題 ・道路・交通問題

明石について(7/12)

明石の好きなところ、変えたくないところ 後世に残したいもの	明石のあらためたいところ
	「ごみ」 ・犬の糞害 ・ゴミポイ捨てが多い ・ゴミの分別ができていない
	「地球温暖化」 ・自動販売機の設置について温暖化防止の配慮がなされていない。
「自然」 ・海、海岸線 ・ウミガメの産卵 ・公園、明石城 ・景観 ・温暖な気候 ・里山を中心とした田園風景 ・絶滅危惧種の水草 ・コンクリート護岸がされていない水路	「自然」 ・NPO関連の連携が弱い ・外来種への対応 ・公園用地のフレキシブルな転用利用 ・子どもたちのための公園がない ・コンクリート護岸のため池や水路 ・生物が住めるような池や川を戻してほしい ・里山の保全を進めてほしい
「くらし」 ・住宅が過度に密集していない ・あたたかな人情 ・明石の漁業(昼網)、商業(魚の棚)、観光(明石城など) ・たこバス ・住みやすいまち ・物価が安い ・コミュニティセンターが役割を果たしているところ ・歴史的な街並み	「くらし」 ・明石駅周辺の人の流れが複雑 ・放置自転車が ・東西の地域差が大きい

ごみ問題について考える(7/24)

<p>「私はこんなことができる(している)」「こんなことをしたい」</p>	<p>「地域で、市民・事業者・行政が協力したら、どのようなことができそうか。どのようなことが必要か」</p>
<p>集団回収、分別収集に協力している ペットボトル飲料、缶飲料を買わない(水筒を利用) 人の手に廻す方法を考えたい(海外の困っている国へ) 不要なダイレクトメールを断る 電子ファイルを利用し、プリントアウトを最小限にする 食品や生ごみを土に返すようにしている 食品に対する意識を変えたい レジ袋やブックカバーをもらわない、買い物袋を持ち歩く 過剰包装をしていないものを買う 詰め替えできる商品を買う 環境を意識した行動を子どもたちに見せることが大事 ごみを出さない工夫を考えていく必要がある</p>	<p>あらゆる場所への回収ボックスの設置 ごみ処理場の見学 ごみ収集・処理の単位を小さくする(30世帯ほど) ごみ収集の有料化 ごみ検定 ごみ減量推進員制度の充実 マイボトルが利用できる店舗の増加 行政の情報はできる限り簡素化・電子化をはかる 新聞社による古新聞の回収事業 学校園での環境・食の教育 住民と農家やJAとの連携 食品のばら売り 外食産業によるごみ処理方法の提案 食品へは消費期限のみを記載する 簡単にできるコンポスト レジ袋の有料化 リターナルびんの普及に向けた働きかけ</p>

地球温暖化について考える(8/7)

<p>地球温暖化について もっと知りたいと思ったこと</p>	<p>自分は温暖化防止のため、 地域でこのような活動をしたい</p>
<p>・欧米より少ない日本の家庭のエネルギー消費についての詳細 ・バイオマスの事例 ・太陽光発電の事例 ・市民が作るコミュニティバスについて ・学校との取組の成功事例 ・経済活動の優先順位は？ ・京都議定書の実行のための方策は？</p>	<p>・「環境家計簿」の普及活動 ・ワットアワーメーターの購入、消費電力の測定 ・明石海峡の潮流を利用した発電 ・明石クリーンセンターのごみ焼却排熱の有効利用 ・焼却ごみ減量のため、分別の徹底 ・太陽光発電施設の計画的拡大 ・風力発電 ・バイオマス ・自動車に乗らない、持たない(自動車禁止デー) ・乗合自動車 ・使い勝手のよいルートバスを走らせたい ・たこバスの充実 ・貸し自動車、貸し傘(安易な購入の排除) ・地域での緑化 ・雨水や風呂水などを使用した打ち水 ・里山保全、炭焼き ・建物内の断熱の工夫(壁) ・地域通貨の導入 ・ケナフによる夏季のエアコン節減 ・省エネラベル、エコポイントの取組</p>

明石の自然の現状と課題&これからの活動(8/24)

明石の自然、ここは大切にしたい！ 明石の自然、とっておきの場所！	明石の自然の保全と再生。 私はこんな活動を展開したい&広げたい！
<ul style="list-style-type: none"> ・日本一多いため池を「お荷物でない」場所にしたい ・水路 ・里山 ・田畑 ・砂浜を取り戻したい ・海岸、サイクリングロード ・公園 ・川、河川敷 ・金ヶ崎公園 ・緑化運動 ・散歩道の整備 ・気候のよさ ・「江井島だいすきの会」の活動は情熱が伝わってきて、素晴らしいと思った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ため池ミュージアム構想の実現 ・明石海峡の水と生物を守る活動 ・海岸線の景観を創る活動 ・雑木林や雑草地帯の虫を増やす活動 ・古民家を再生し、昔ながらの自然を生かす街並み整備 ・駅から公園、緑地を歩いていけるようにしたい ・緑化のオーナー制(桜の植樹など) ・開花草木の栽培奨励 ・仲間を増やすための取組:人が集まるところにコーナーを設けて環境を考える仲間を作る ・仲間を増やし、レジ袋削減などの動きを作りたい ・いろいろなグループのネットワークを作りたい ・園芸関係者との活動 ・事業者を巻き込むための工夫 ・子どもたちに知ってもらう工夫 ・自然環境の現状やその対応を知らせる努力、広報をどのようにすればよいか。 ・自然に分解しない製品を使わない運動はどうすれば広がっていくか。

部会にわかれて取り組みたいテーマ(9/6)

取り組みたいテーマ
<p>「ごみ」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量 ・3R ・再資源化 ・プラスチックの再資料・燃料化 ・エネルギー再利用 ・コンポスト ・堆肥化した生ごみの使用方法 ・処理場延命 ・紙類の分別収集 ・包装資材の削減(ごみの出るところを減らす) ・行政、市民、企業の協働 ・仲間作り ・収集の有料化
<p>「地球温暖化」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人(一家庭)あたりの削減目標や手段の設定 ・新しいコンセプトの「省エネ家計簿」 ・原子力発電の推進(技術開発要。明石では無理) ・省エネ ・創エネ(自然エネルギー、緑化) ・チームマイナス6% ・無駄なエネルギーの使用を規制(例:自動販売機の設置規制) ・次世代の市民に対する環境教育(例:環境教育のための時間数を教育委員会から各学校へ指示) ・省エネルギー交通(例:自家用車の使用規制) ・車の半減(奇数偶数ナンバーで分ける) ・自動車に乗らなくていい街 ・排ガス低減による温暖化抑制

取り組みたいテーマ

- 「自然」
- ・自然エネルギー
 - ・生命の源(水)をもっと考えられるための話をしあう場所を設ける
 - ・海、川、池、地下水
 - ・ため池をみなで観られる、ため池ミュージアム
 - ・雨水などの効果的な利用
- ・自転車道がある街
- ・愛着が持てる街
- ・自然を作る、緑化
- ・地域の景観作り
- ・里山

- 「暮らし」
- ・市バスの運行
 - ・省エネルギー交通
 - ・自動車に乗らなくていい街
- ・食
- ・農
- ・地産地消
- ・地域の景観作り

環境基本計画見直しスケジュール

年	月	環境パートナーシップあかし市民会議	環境審議会	
H18	6	第1回ミーティング(6/26) 委員への委嘱 環境基本計画見直しについての方針 環境基本計画を市民参画でつくる意味	第1回環境審議会(6/9) 環境基本計画見直しについて諮問	
	7	第2回ミーティング(7/12) 明石市の都市計画 各地の市民まちづくり活動先進例紹介	第2回環境審議会(9/21) 検討経過の報告	
		第3回ミーティング(7/24) 明石市の廃棄物処理の現状、今後の方針 ごみ問題の基本整理と削減への課題		
	8	第4回ミーティング(8/7) 新エネ・省エネ推進策 地球温暖化と持続可能なエネルギー利用		
		第5回ミーティング(8/24) 明石市の自然、保全策 自然保護と保全、自然を守る基本的な考え方		
	9	第6回ミーティング(9/6) 地球環境問題と水問題		
	9	第7回ミーティング(9/25) 部会分け、幹部選出		第3回環境審議会 部会別検討案について審議
		第8回ミーティング(10/11) 部会別議論		
	10	第9回、第10回ミーティング(10/25、11/8) 部会別議論		
	11	第11回(11/21)、第12回ミーティング プロジェクトの精査		第4回環境審議会 中間案発表調整
	12	第13回ミーティング 中間案発表準備		第5回環境審議会 答申案の最終調整
		中間案発表 第14回ミーティング 意見集約とプロジェクトへの反映		
H19	1	第15回ミーティング 意見集約とプロジェクトへの反映		
		第16回ミーティング 部会間調整		
	2	第17回ミーティング 全体調整		
		第18回ミーティング 全体調整 第19回ミーティング 最終案の確定		
3		第6回環境審議会 新たな環境基本計画を答申		

* その他、検討経過については、適宜、庁内関係課と調整を行う予定。

「環境パートナーシップあかし市民会議」開催経過報告

回	日程	出席者	会議内容
1	6/26	28名	委嘱式 方針説明
2	7/12	25名	明石の都市計画について（都市整備部都市計画課 加藤副主幹） 環境基本計画の意味
3	7/24	28名	明石のごみ処理の現状（環境部ごみ対策課 田中参事 田中係長） ごみ問題の基本整理、考える視点
4	8/7	15名	地球温暖化と私たちの暮らし、地域の取組について （気候ネットワーク 豊田陽介氏） 地球温暖化防止のためにできること
5	8/24	26名	緑の基本計画の内容と進捗状況（都市整備部公園課 森係長） 明石の自然環境と市民活動 （兵庫・水辺ネットワーク幹事 碓井信久氏） 明石の環境教育と市民活動 （森の探偵団 川島幸夫氏、江井島だいすきの会 丸谷聡子氏） 明石の自然について考える
6	9/6	21名	水循環と雨水活用（京都・雨水の会 上田正幸氏） 部会でのテーマ作りについて

- ・ 公募委員 37名（男性 32名 女性 5名）
- ・ これまでの6回の会議で環境に関する学習が終了し、次回9月25日の会議より、委員それぞれが取り組みたいと考えるテーマごとに部会にわかれての討議に移る。
- ・ 部会は3つに分ける予定（ごみ関係、地球温暖化関係、自然関係）で、資料にある各委員の考えを包括できるようなものとなるよう、配慮する。
- ・ 部会で検討するテーマに応じた市内事業所代表、市役所職員に参加を依頼し、部会での討議に加わっていただく予定。

今後の予定

- 第7回 9/25(月) 18:30～市役所 806 会議室 部会分け、幹部選出
 第8回 10/11(水) 18:30～市役所 806 会議室 部会別討議
 第9回 10/24(水) 18:30～生涯学習センター7階 部会別討議
 第10回 11/8(水) 18:30～生涯学習センター7階 部会別討議
 第11回 11/21(火) 18:30～市民会館第1会議室 部会別討議

第 3 1 回 明石市環境審議会

日時 平成 1 8 年 9 月 2 1 日 (木) 午後 4 時 0 1 分

場所 明石市生涯学習センター 学習室 1

会長代理 (委員 E) 私のほうから代理で議事進行をさせていただきたいと思
います。ちょっと突然のことで、お引き受けしましたが、不手際がありま
したらご了承ください。よろしく申し上げます。

では、まず、第 1 の審議事項です。平成 1 7 年度年次報告書の素案に
ついて、事務局からご説明お願いしたいと思います。

事務局 C 平成 1 7 年度年次報告書素案につきまして説明させていただきます。
失礼して座らせていただきます。

まず、資料 1 をご参照願います。

まず、年次報告書の公表でございますけれども、本日の審議会後、1
0 月 1 5 日の「広報あかし」及び市のホームページによりまして素案の
公表、及び 1 0 月 3 1 日まで市民意見の募集を行う予定をいたしてお
ります。

また、本日の審議会でのご意見、またパブリックコメントからの意見
等につきましては、その対応について庁内調整を行いまして、1 1 月中
旬に報告書を公表する予定でございます。

基本的には電子媒体、C D - R O M によりまして配布いたしますけれ
ども、パソコンを使えない方には、製本版を配布する予定をいたしてお
ります。

2 点目ですけれども、報告書の編集の変更でございます。今年度若干
の変更をいたしております。

1 点目は、第 1 章の明石市の経済社会等を記載しております市勢の概
況。第 2 章の行政機構等を記載しております環境行政の概況。そして、
第 3 章の大気汚染状況等を記載しております環境の現況につきましては、
環境部が環境事業概要、また環境の現況などで公表いたしておりますの
で、従来は年次報告書に再編成しておりましたが、今年度からは資料の
重複を避けるという意味で本体のデータをそのまま使用させていただき

ます。なお、第3章の環境の現況につきましては本日、先程司会から言いましたように別冊で添付させていただいております。そして、第1章、第2章につきましては、現在環境事業概要を作成中でございます。従来からこの段階では審議会の資料としては出しておりませんので、ご了承願いたいと思います。

それから、第2点目ですけれども、施策の実施状況の評価を担当課の自己評価であります二重丸、丸、三角、ペケとそういう表示をしておったのですけれども、その表示をなくしまして、実施内容自体で評価していただくこととしました。また、参考資料につきましても文章的な表記でなくグラフで表現いたしております。

それでは、報告書の内容につきまして説明いたします。恐れ入ります、報告書の2ページをお開き願います。

第4章から説明をさせていただきます。第4章は、明石市環境基本計画で目標にしております明石市の目指すべき環境像の実現のための施策の実施状況について記載してございます。その主なものについて説明いたします。

2ページから8ページにかけては、基本計画の1つの環境像であります「環境に関する知識・情報を市民みんなで分かち、積極的な環境行動につなげていくまち」に関する施策の実施状況について記載してございます。

まず、環境教育・啓発活動の推進につきましては、小・中学校における環境学習の多様化が進められており、将来的な環境保全意識の育成を目指し、環境学習に関する講師派遣、環境副読本の配布、「かんきょうポスターコンクール」の実施など、子どもたちが身近に環境問題を考える土壌づくりに努めております。

4ページ、お願いいたします。

さらに、自然観察会や環境学習のイベントとしまして、市民グループやため池協議会、県などと連携しまして、「オニバス観察会」や「水路を辿って」、「ため池ドロンコ探検隊」、金ヶ崎公園での「ピオトープづくり」などを実施したほか、川の生物を調査する「夏休みこども環境探偵団」や大気の汚れ具合を観察いたします「スターウォッチング」等を開催し、

自然環境保全の意識向上に努めております。

6 ページをお願いいたします。

三者のパートナーシップの仕組みづくりでございますけれども、環境基本計画見直しに参画し、行政と協同していくための市民講座を開催し、人材確保に努めてまいりました。昨年度市民講座を受講された方を中心といたしまして6月26日に「環境パートナーシップあかし市民会議」を立ち上げ、現在計画見直し作業を行っているところでございます。内容につきましては、次の議事で説明をさせていただきます。

7 ページをお願いいたします。

積極的な環境行動の推進につきましては、屋外一斉清掃などの環境美化活動への市民参加の促進を図るとともに、会員の散歩マナーを向上させるため、地元地域と協力し、ふん害防止啓発パトロールを継続して行っております。

また、自らのテーマでまちづくりに取り組む市民グループに対する市民実践活動助成事業として、海岸清掃や集団回収の回収率の向上など、環境への取り組みを行っている5つのグループに助成を行い、自発的な活動に支援を行いました。

8 ページをお願いいたします。

8 ページからは、2つ目の環境像、「環境への負荷が小さく持続可能な循環型のまち」に関する実施状況について記載してございます。主なものとしまして、ごみの減量化、リサイクルの推進等につきましては、平成15年2月に策定しました一般廃棄物処理基本計画に基づき、9ページから11ページにかけての生ごみの堆肥化促進など8項目の施策を実施し、減量化目標値達成に努めております。

その達成状況でございますけれども、ごみの発生量、焼却量、最終処分量が目標値を大幅に達成いたしております。

13 ページをお願いいたします。

13 ページから17ページにかけましては、3つ目の環境像、「多様な自然環境等を保全・回復し、ゆとりとうるおいのある生活環境を創造するまち」に関する施策の実施状況について記載してございます。

主なものとしまして、多様な自然環境の保全・創造につきまして

は、林崎海岸における2度のアカウミガメの産卵や、大蔵海岸でのコアジサシの産卵営巣を保護したことによりまして、多数の市民の方に海岸環境保全に関心を持っていただいていることとさせていただきます。

14ページをお願いいたします。

また、明石市の自然環境保全する重要な役割を果たしているため池につきましても、各地域でのため池協議会により、周辺環境の保全の取り組みが行われております。

次のページ、15ページをお願いいたします。

良好な都市環境形成の推進でございますけれども、下水道整備事業の推進に伴う下水道人口普及率の向上と、浄化センターなどの改築工事によります下水処理の安定化により、河川等の公共用水域の水質保全に努めてまいっております。

20ページをお願いいたします。

第5章ですけれども、これは環境方針に基づきまして、明石市の環境マネジメントシステムの活動経過を公表するもので、ISO14001の取組状況について記載してございます。現在のISOの適用範囲でございますけれども、本庁舎、3市民センター、保健センター、明石クリーンセンター、消防庁舎、市民会館、環境部の出先機関などが対象となっております。対象人数は全職員の5割弱、約1,300人となっております。

21ページをお願いいたします。

環境目的及び目標でございますけれども、16年度より環境に有益な事業を各部で目的・目標に設定し、本来業務においても継続的改善を図ってまいりました。また、17年度からはエコオフィス等の環境の保全項目につきましても各課で目標を設定し、さらに改善を図っているところでございます。

25ページをお願いいたします。

ISO14001の認証を維持するための外部審査登録機関によります定期審査、サーベイランスですけれども、これを2月に受けてございます。表5-3に記載しております4点の観察事項の指摘がございました。しかし、エコオフィスの目標達成、公共工事の環境指針の改善及び

アスベスト問題への素早い対応などによりまして、マネジメントシステムが有効に稼働していると評価されまして、認証の継続が承認されているところでございます。

なお、環境管理総括者の、市長からですけれども、見直し指示によりまして、ISO14001の規格の適合性につきましては、今年度から外部審査登録機関による審査を受けずに、自らが規格の適合性を宣言する、自己宣言に移行する予定でございます。

28ページをお願いいたします。

第6章でございますけれども、第6章は地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定しました明石市地球温暖化対策実行計画による温室効果ガスの排出量について公表いたしましたものでございます。この実行計画は市役所及びすべての出先機関を含めており、学校、幼稚園、公園、街灯なども対象になってございます。平成17年度における温室効果ガスの総排出量を平成11年度と比較して3%削減に努めることを目標といたしております。

30ページをお願いいたします。

表6-1ですけれども、温室効果ガスの総排出量を記載した表でございます。平成17年度の総排出量は約10万4,770トン強でございます。基準としてあります平成11年度と比較して約17%の増加となっております。16年度、前年度に比べても4.5ポイント増加いたしております。先程目標を言いましたけれども、実行計画の目標であります3%削減を達成することができておりません。

増加の主な原因でございますけれども、電気使用量の増加や一般廃棄物に含まれるプラスチックの焼却量が増加したことです。温室効果ガス総排出量の約45%を占めますプラスチックの減量が今後の問題であり、現在、明石市一般廃棄物処理基本計画の見直しの中でプラスチック類の分別収集について検討しており、早期実施が必要であると考えております。

次に、36ページをお願いいたします。

36ページから66ページの第7章ですけれども、これは参考資料ということで、環境基準また用語集、環境部の予算執行状況などの情報を

記載してございます。

最後に68ページの第8章でございますけれども、これは前年度の、平成16年度の年次報告書に係る意見を記載しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

会長 どうもすみません。会議が長引いて、どうしても出られなくて大変ご迷惑をおかけしました。

それでは、ただいま年次報告書のご説明をいただきましたので、この報告書素案についてのご質問とご意見の交換をしたいと思います。順番ということはございませんので、どちらからでも結構でございますので、よろしく願いいたします。

委員 F 何点かお願いしたいことがあるのですけれども、全部まとめて聞いた方がいいですか。それとも、一問一答で。

会長 いやいや、活発な意見が多分出るかと思しますので、一括でまずご説明いただいて、それから関連するところ、私のほうから区切って答えさせていただきたいと思えます。どうぞ。

委員 F わかりました。

まず、8ページですけれども、上の6番の事業者による公害防止対策の推進につきまして、これは立入調査をやられたということで、詳しいことは書けないと思うのですけれども、立入調査を実施していますと書かれてあれば、あとが気になります。それで、ここにそのまま概要でいいのですけれど、書かれたらいかがかなと思ひまして。

それと、続いて9ページ、スリムリサイクル宣言の店と書かれております。確かにホームページ見せていただいたら載っているのですが、こういうすごい店を顕彰するために、ここに店の名前を書いたらどうかなと思ひました。

続いて10ページ、16年度の意見の中にもあったのですけれども、70ページに堆肥化装置の導入について、市民の方のご意見で、これは堆肥化装置の導入と書くと、生ごみ処理機の方が既にもう相当数多いので、堆肥化装置等とか、また、ストレートに生ごみ処理機という形で書かれたらどうかというご意見があって、それに対してお答えが、環境基本計画の見直し時に変えますと書いてあるのですけれども、これは環境基本

計画の見直しの時でないとなえられないのでしょうか。今年もしつこくこういうふうに書いていますので、実態に即したものはすぐ変えたらどうかと僕は個人的には思いました。

それと、同じページの(3)ごみ処理に関わる応分負担の導入の負担のところ、これは、粗大ごみ個別有料収集をやられているのですけれども、確かにそれで有料になったのでごみは減ったと書かれております。私も実感としてそう思うのですけれども、ところが、これはちょっと変わった人だけかもしれないけれども、例えば近所の方でこういうことに詳しい人がいまして、ディスクグラインダーを持っておりまして、自転車を出すと900円要るんですね。ディスクグラインダーで自転車をばらばらにしたらただになるんです。ただにして、燃えないごみの日に出しているという、特殊な例かもしれないけど。そんなことをこうすればどうかと、有料になってからよく聞かれるんです。僕も試しにやってみたら、ちゃんと持って帰ってくれました。ディスクグラインダーで自転車2台ばらしたんですけれども、ただでした。そういうような減り方も若干あるのではないかなと思ったりしております。

11ページ、再生利用家具展示会、これは再生利用家具にどんなものがあるかホームページに出されておりますけれども、市民の方にただであげるのもったいないようなものがあるというか、もっと利用の仕方があるのではないかというのがございまして、例えば屋外用ベンチ2個、これについて交通部でバス停にベンチがないところは多いです。そんなところにどんどん使っていったらどうか。特定の人にあげるよりも、そういうふうな利用の仕方を。また、たんすとか、そういう書類入れなんかをもっと公共施設でこういうものを使って税金を安くするという方向で考えられたらいいかなと思います。

それと、13ページ、特定フロン等の回収・破壊処理の推進で、不法投棄された業務用冷凍庫及びショーケース等のフロンガスを回収し、適切に破壊処理をすることができました。これはそのとおりで、いいことと思うのですけれども、不法投棄されたということが非常に気にかかりまして、こんな不法投棄したものならば、その犯人を捜して、犯人に費用を出させたらいいと思うんです。不法投棄の犯人のことは何も書かれ

ていないですけれども、特殊なものなので、犯人を捜そうと思ったら捜せるのではないかなと思いました。

それと、15ページ、都市計画道路大蔵朝霧線ほか2路線において植栽帯を設置したというように書かれておりまして、これは確かに設置されました。私もご近所の方に言われて、既に道路管理課で対応中なのですけれども、すぐ枯れました。虫にやられて、低木のほうはほとんど枯れています。一遍見に行っていたら、ほとんど残っていません。道路管理課でほとんど引き抜いています。次に何を植えたらいいか検討中なので、植えたのは事実ですけど、すぐ枯れましたと書きにくいんですけど、ここを、見る人が見たらどうかなというふうに、個人的には思いました。

それと、21ページ、表の中の活動結果で、平成16年度と比べて増加とか削減とか書かれておりまして、その次のページに平成17年度環境保全活動の状況のそれぞれのコメントと分析は、平成11年と比較して書かれております。これは、前のページでせっかく16年度に比べて増加とか削減となっているので、16年度と比べたそういうふうな分析ですね、これはぜひ、書いてないので残念です。書いておいたらいいのではないかな。特に平成16年度と比べて、8.6%増加という都市ガス使用量の削減、これにつきまして非常になぜかなというのは、次のページにいろいろ載っているなと思って見ているのですが、16年度と比べては全然コメントがないということで、例えば増えたものだけでも、この表の中に簡単な理由をつけるとか、次のページで増えたものだけでも分析をしていただくとかいうのが必要ではないかというように思いました。

続いて、ちょっと飛ぶんですけど、31ページ、電気の使用のところ、これは使用量それぞれパーセントで書かれておりますけれども、使ったほうだけだと思うんですけども、実際電気発電して売却しているという部分はこの中に反映されているのか、それとも使用量、あくまで使った分だけをこの表でされているのか、というところが、多分使った分のみだと思うんですけど。それでは、売った分はどこに反映して、この表とかをどのように修正すればいいのかなというのが、ちょっと気に

かかりました。

私が気になった点、以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

それでは、まず最初の2つは、情報の詳しさのレベルでありますけれども、その点何か事務局、ご意見ございますか。

事務局C 8ページの事業者による公害防止対策の推進、これは概要というのは、委員さん、結果ですね。不適が何件あったとか、そういう意味ですね。

委 員 F そうです。

事務局C わかりました。大半は適でございますけれども、一部ございますので、そこは明確にさせていただきます。

会 長 まず、8ページ、9ページの件ですね。限られたスペースでありますから、どこかを見ればわかるということであれば、その程度のコンパクトネスは別に構わないと思うんです。ただ、見てもどこにも載っていないというのは、ちょっと困るよねというご意見かと思えます。それは対応できていますか。できてますか？

事務局C はい。

会 長 それでは、その次ですね。生ごみ、これは生ごみというよりは、環境報告書のレベルで改訂すると答えてあるけれども、実態は変わっているのであれば、それに即して報告書のレベルで書き直したらどうですかというご意見ですが。

これはいかがでしょう。

10ページ、堆肥化、生ごみ等と書いてあるところについての助成制度を一本化したと。ご質問の趣旨は、生ごみ堆肥化容器と称するものがほとんどではないかと、こうおっしゃったんですね。そうでしたか、逆ですか。

委 員 F 逆ですね。

会 長 生ごみ処理機が大半ではないかと。

事務局C 電動の生ごみ処理機だということですね。

委 員 F ええ。それが大半にもかかわらず。

事務局C 今は、そうなってきているんですね。それに変わるべきではないかと。

事務局B 実態に合わせていくべきということですね。

委員 F ええ、実態に合わせて。これ、16年度も指摘されていたんですよ。

何か、えらい頑固だなと思ひまして。

事務局 B 特に生ごみ処理機が大半でございます。おっしゃるとおりでございます。

会 長 それでは、それは変えていただくということにしましょう。それから、ちょっとそのあとはですね、幾つかご意見のようでございます。例えば、粗大ごみについては、少しサイズを小さくして出したら持って行ってもらえるじゃないかということに関する、普及・指導。それから、本来、そういった形でお出しになられるということについては、行政なりではどのように考えているかという点です。これはいかがですか。

事務局 A 粗大ごみの有料化につきましては、16年の11月に実施したわけですが、これはそもそもの始まりが、料金をいただくということはなぜかということ、経済的なことよりも、先にごみの減量化に注目してやっていることございまして、我々も排出時にできるだけ長く使っていただくということがメインにございますが、その中でやはり出さなければいけないというときに、負担がかかり過ぎる人もおられるということもあります。では、ごみ袋を、明石市はもともとが粗大ごみとその他のごみの区分けが45リットルのごみ袋に入るか入らないかということの1つの目安とさせていただいておりますので、手間暇をかけてごみ袋に入れていただいて、容易に持ち出すような形であれば、粗大で出していただくなくても普通のごみステーションに出していただいても結構ですよ。ただし、それは一度に多量に出していただくとはやはり粗大ごみと普通のごみの有料化のことが損なわれる場合がありますので、その辺を十分注意していただく中で、まず手間暇かけてやっていただけるとすれば、わざわざお金をいただくなくても、適切な出し方であれば普通の普通ごみとして出していただいても結構ですよということで指導をさせていただいております。

会 長 ありがとうございます。

それから、その次も若干似たところがございまして、屋外用のベンチであるとか、公共施設で使ったらどうかというご意見ですが。これ、基本的には承りますか。

事務局 B 委員さんのご指摘がありましたように、今、第3次処分場建設に合わせて、広場をつくっているのですが、そこに今回、ベンチ等を置く予定にしておりますので、また、そのあたりも考えていきたいと思っています。

会 長 それじゃ、続いてフロンの問題も、原因者を追及するというのは、やっておられるとは思いますが、そのあたりを教えてください。

事務局 A このことにつきましても、明石警察の生活安全課と連携して、連絡させていただいて、調査する中で、投棄者が特定できれば警察からそれなりの指導をしていただいておりますが、何分、なかなか特定できないものが多くございまして、このようなことになっている次第でございます。

会 長 続きまして、その街路樹が枯れているじゃないかと、これもきちんと手当てしましょうということで、解決済みかと思いますが、どうですか。

事務局 D 委員さんご指摘のように、街路樹が植えたその後すぐに枯れたということは、現実として起こっているわけですけれども、これは私どものほうにそういう情報があれば担当課のほうにすぐに要請して、再度植樹をしてもらうということになるかと思います。この報告書の中では、植樹した後すぐに枯れたというような表現はどうかと思いますので、これは報告書の中では入れずに、そういうことがありました場合に措置対応の中で申し入れましたということで、措置させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

会 長 ありがとうございます。

明石市は、街路緑化等のアドプト制度というのはどこかでやっておりますか。やっていない？ そうですか。

行政が植えて、行政が守りをするという時代でもないような気がします。ので、できる限り地域の人たちも水やり草抜き等含めてやれるような地域づくりというのがやはり大事だと思います。ですから、今後そういう試みが発展することを期待しています。

次の問題は、前年度よりは悪化している、11年度よりはいいけれども、このあたりの分析と解釈評価がちょっと足りませんねと、こういうご意見です。

事務局 C ご指摘どおり、前の表と表現が食い違っておりますので、各項目につ

きまして、11年度との比較と、前年度の比較も記載させていただいて、特に増加につきましては解析といいますか、原因・要因等も記載させてもらいたいと思います。

会長 もう1点関連しますが、電気は売った場合は温暖化対策の計算上どうなるかということです。

事務局C 11年度をベースにしてございます。11年度から明石クリーンセンターを稼働しておりますので、ちょうど売却は入っていないんです。ちょっと隣の市の例を出すのは悪いですけども、加古川市さんは、この年度の計画の間にクリーンセンターができたものですから、非常に楽されているんですけども、うちはスタートから既に売電をしているものですから、非常に苦しいわけです。委員ご指摘のとおり、これはあくまでも使った量だけで、売電のほうは一切反映していないということで、非常に苦しい、しんどい目をしております。

以上でございます。

会長 発電量を増やして努力をしたというのが、どこかで反映する、温暖化対策の削減量とかにカウントはされないけれども、正當に評価するというのを、どこかにやっぱり入れられるんでしょうね。よろしく願います。

事務局C 昨年度終わっておりますので、今年度新しい計画を策定する中で、何らかの反映をさせていきたいと考えておりますので、よろしく願います。

会長 ありがとうございます。

それでは、たくさん頂いたのですが、委員の皆様方、ご意見多々あるうかと思いますが、どうぞ続いてご発言ください。

委員G 私、今年からここに入ったのですが、以前から、環境に非常に興味があって、環境カウンセラーや温暖化防止推進委員など、いろいろ明石市で活動をしているんですが、例えば、学校にも教育に行きます。書いてあるのは、これが私はよくわからないのですが、市と市役所の人と市会議員の方のことを書いているような気がするんです。というのは、子どもたちへの教育というのは、例えば兵庫県の出前教室として、認められたものがあるって、私たちもたくさん行っているわけです。そういう件

数はどうなっているのか。そういうのも私は書くべきというように、思っておるわけです。

それと、もう1つは、前から難しいということはわかっておるんですけども、市役所さんが関係したところのCO₂は減ったと書いてあるけども、市全体として電気の使用量がどうなったとか、そういうようなことは、やはり明石の環境ということで、何らかの方法でわかるだけでもいいから、例えばガスや電気であればわかるはずだから、そういうのを、やはり全体として明石の市役所が一生懸命やっていて全体として減ったとか、増えたとかいうことを書くべきだと思います。難しいとわかっているんですが、例えば自然エネルギーで太陽光発電を明石市は何台つけていて、よそと比べてどうか、県と比べてどうか、書けることは書いたほうがいいのではないかと思います。

まだ、いろいろありますけれど、もう1つは、市役所の、いつも言っているのは、市役所に関係している人数に対してCO₂がどれだけかというようなことですね。一人当たりいくらでみんな評価しています。だから、市役所は隣の高砂市や加古川市に比べて、いいのか悪いのかわからないわけです。そういうところの評価も出したほうがいいのではないかと私は前から思っています。今までのシステムを変えるのは非常に難しいと思いますけど、そういうことも必要だと思います。

会 長 はい、ありがとうございました。大変貴重な本質のご意見をいただいています。明石の環境という年次報告書は、基本的に明石市という行政が行っていることについて報告しているのか、明石という空間単位あるいは明石市民が関わっている環境についての報告をしているのか、どちらだと、言っておられる。後者であるべきだということを、言外にも、はっきりおっしゃっておられるんですが、その点から見ると、様々な学習機会を明石市役所でない主体が提供して、明石市民がそれを学んだり行動しているというのは、もしわかる範囲であれば適切に反映すべきではないかというご意見ですよ。例えば言えばね。それについてはどうですか。大変貴重なご意見ですが、行政的には難しいのかなという感じもしないわけでもないですけど、積極的にもし受けとめるとするとどうしたらいいでしょう。

事務局D 明石市が主体となつてする環境学習、環境教育につきましては、正確な範囲で捉えることができますけれども、明石市以外のところが主体となつてやっている教育につきましては、正確な数値を捉えることが非常に難しく、确实なところは捉えにくいですが、できるだけそういうところも含めて今後考えていくということです。例えば2ページの、環境を取り上げた学校数というグラフが出ておりますけれども、この数値も今委員さんがおっしゃったような内容のものも含んでいますので、市以外のところが主催した環境教育、環境学習が全く反映されていないということではないですけれども、今後、できる限り私どもの方で捉えられる範囲で、まず市が主催する環境教育、環境学習についてはこれだけ、そしてそれ以外のところで実施されたものがこれぐらい、わかる範囲で、ありますというようなことがわかりましたら、それも掲載していきたいと考えております。

会長 ありがとうございます。特に市民が関わる領域については県のほうでも積極的な事業や試みをやっておられますので、県の委員さんもここに出ておられるわけですから、あらかじめお伺いされるなり、あるいはひょうご環境創造協会等を通じて少しお調べいただいて、いいことはどんどん載せていくということにされたらどうかと思うんですが。

もう1つは、温暖化対策というのは地域推進計画的な側面があって、行政体の試みだけではないものも可能な限り入れる枠組みは既に環境省等も推進なさっておられる。これは予算とか枠組みとか必要ですが、電気とかそういうものぐらいは載せられないかと、こういうことでおっしゃっておられますが、いかがですか。

事務局D この件につきましても、委員さんがおっしゃっているように、市全体のエネルギーの使用量はどうかと、市の事業だけでなく市全体として捉えるのが本来であるべきということは非常に承知しております。ただ、市全体の使用量を市の事業並みに取り上げるとするのは非常に難しいと思うのですが、電気とかガス、そういう何らかの方法で捉えられるものにつきましては、今後捉えられる範囲で掲載していきたいと思ひます。またどのような形で載せていくかは、今後の検討課題といたしまして、できるだけ市の事業だけではなく、市全体としてどれぐらいのエネルギー

ーが捉えられている、使われているのか、その一端でもわかるような形で表していきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

会 長 委員 G さんは、可能なれば、例えば市民の試みとしてのソーラー等の発電量なんかも、屋根面積やキロワットか何かで表現する努力をしてほしいですねと、こうおっしゃっているので、これも努力でありますけれども、できるだけそういうのを入れていくことが本当の意味の環境報告書になっていくだろうと、そういうことをこれから試みていただけますか。

はい、ありがとうございました。行政のほうでもそういうことをやっていきたいと思いますとおっしゃっていただいています。

委員 B 先程、そのような個人の部分もという中でお話があったのですけれども、やはり、環境保全に対しましていろんな市民団体であるとか、NPOであるとか、当然事業所もなんですけれども、環境保全に対する取り組みをやられておられると思うのです。そこで、この報告書を見る中で、先程委員 G さんがおっしゃられたように、役所がつくった文章という気が非常に強いのですけれども、やはりその中で具体的に、こういう団体が 17 年度こういう環境に対する取り組みをやりましたよとか、特筆できるような事例がありましたら、17 年度の分として掲載をするというような形があってもいいのではないかなと思うわけです。先程のいろんな学習に出前講座に行かれておられるというのも 1 つですし、こういう事業所が、こういう取り組みをやっているというような具体例を挙げられたらいいのではないかなと思います。

といいますのは、先日、私、いろいろお話を聞く中で、ある食品会社で、調理をするときにできる廃油がございますね。あの廃油を全て集めて、それを自社の配送用のトラックの燃料に転用するような格好で、廃油を全く出さないという企業のお話を聞いたりしまして、各企業ほんとうに積極的に取り組んでいるというのもありまして、仮にそういう特筆できるようなものが、明石市内であれば非常に素晴らしいことだなと。また、そういうことに取り組んでいる NPO であるとか、団体であるとか、そういうものがあれば非常に素晴らしいというように思いますので、各年次でそういう特筆できるような事例があるのであれば、入れ込んで

いくような格好はとれないかなという気がします。

会 長 大変貴重なご提案ですけど、やはり、限られた紙面なので、今おっしゃった活動については、例えば、ひょうご環境創造協会が年間4回発行している冊子の中に、兵庫県下のNPOの試み、あるいは企業体の試み、ティピカルな例が紹介されています。私は、市民の取り組みは、市民自身が情報をまずまとめられるというのが大事で、そのまとめられたものを、例えばこういうところに転記するというのはあっていいと思うんですけど、市民活動をそのままここに紹介するというのは、ちょっとどうかと思います。これはやはり、環境報告書で、一定の限られたスペースです。だから、情報は吟味したほうがいいです。ただし、市民団体が市民団体として集まって環境に関する取り組みを発行していきましょ、広報していきましょという活動を、もしかしたら行政はもうちょっと支援したほうがいいと思うのですね。これは、この媒体ではない。まずそういうふうにお考えいただいたほうがいいと、私は思います。

どんどんご意見いただくのはありがたいのですが、この中に全部入れようと言われると、今でもこんな冊子で、ほんとうに読んでもらえるかも心配なんです。これは、コンパクトにやっぱりきちっと行政を中心とした試みがそれなりの到達度についているかということをも市民の目から判断する材料にしていただけたらなと思います。これは、そういう面を一番ポイントにした報告書ではないかと思います。その点、ご意見わかりますけれども、でいるだけコンパクトにというところあたりとの調整もやっぱりとっていただいたほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。

委 員 A 私、NPOの自然団体の者が出ていますけども、市民向けのこういう広報の報告書ですので、自然環境に関する、私たちだとビジュアルの、要するに池の位置であるとか、実際に緑の会をつくろうと文言ではあるんですけども、それがどこにあるのかということが、西二見に住まれている方から朝霧に住まれている方まで、そんなに明石中を歩いて、大久保の北高の裏にある自然豊かなところを実際歩かれることはないと思います。ですから、自分のほんとうに身近なところしか自然の認識がないのです。ですから、このグラフだとかそういうものは非常に多用さ

れているのですけども、やはり現代ですので、市民向けにはぱっと見て自然な植生のものがこれがあるとか、そういう現況植生のようなもの、そういうものをやっぱり見てわかるような冊子づくりというのをして、明石にはまだこれだけ自然の遺産といいますか、そういうものが現況としてあるんだと、それを今守ろうとしているんだというふうに、より現代に即した報告書みたいなものをつくったらどうかと思います。

それと、あとずっと読み通していくと、先程の委員Bさんの意見ではないけれど、実際には中にこういう活動しました、こういう活動と延べ書きにはなっているんですけども、それはどの地区のどういう所でというのが、もう少し目を見て、地図上でわかるという、そういうものを付録でも、やっぱりカラーも入れられるかどうかわかりませんが、そういうものがあってもいいんじゃないかな。それが年次報告で見ていったら、池が埋まっていたとか、または森が増えたとか、公園が新しくできたとか、そういう形で何年か置いた後にはっきりと見てわかると、言葉でどここのみどりが増えました、植樹しました、街路樹ができましたとあって、どこなのかということが、やっぱりちょっとわかるようにしたらどうかという意見です。

会 長 続いて、ご意見が出ていますので、ここは、もう私は何も言わないで、事務局に任せますが、いかがですか。

事務局D それでは、先程の委員Bさん、それから委員Aさん、お2人にご意見いただいたのですけれども、委員Bさんのご意見につきましては、先程も会長さんからおっしゃっていただきましたように、どうしても限られた紙面ということで、ボリュームが制限されてきますので、ほんとうは詳しくそれぞれ、どこそこの団体、どこそこのグループ、事業所がこういうことをやっていますということを載せればいいのですけれども、やはり、そういう制限の中で表現するとなると、今みたいな形でさらっとしたようなことになってしまわざるを得ないのかなというように考えております。

ただ、特筆すべきものはできるだけ取り上げて載せていきたいとは思いますが、その中で不公平感とかそういうことが出てきてはいけませんので、できる限り特定のところに偏らないようなことを念頭に

置いてつくっておりますので、今のような表現にならざるを得ないのかなというように考えております。ただ、おっしゃっていただきましたご意見につきましては、今後できるだけそのような趣旨を取り入れて、より市民の方に身近な形で知っていただけるような工夫をしていきたいと思っております。

それと、委員 A さんにご指摘いただきました、ビジュアル的な、目で見てすぐにわかるようなことは、これも我々も以前から、年次報告書につきましては考えておまして、できるだけ写真、グラフ、図を多用したような形で市民の方が見ていただいて親しんでいただけるような年次報告書にしていきたいと考えているのですけれども、なかなかすぐには対応できておりません。表現にしましてもできるだけ長い文章を少なくして、短い文章の中でわかっていただけるような工夫をさせていただきましたのですけれども、今後とも委員 A さんがおっしゃいましたように、ビジュアル的に一目でわかるというような工夫もできるだけ取り入れてまいりたいというように思っております。

会 長 ありがとうございます。これ、今、何部ぐらい刷っておられますか。

事務局 D 今、刷っておりますのは、この審議会用に資料として刷っておるだけです。先程も当初の説明がありましたように、年次報告書そのものはネット上もしくは CD - ROM に落としておりますので。

会 長 わかりました。そうすると、今おっしゃっておられることは、かなり受けられそうですね。地図情報などを、やはりもっと入れるべきというのは。これに限定して印刷するとなれば、やはり限定されるけれども、Web 上であれば、しかも貴重な自然についての情報提供が是か非かという議論はまた一方であると思えますけれど、見ていただいたほうがいいと思われる情報については、リンク先を明示して、別のところでその詳細を見られると、そういう工夫をホームページでなされば、今おっしゃっているご意見のかなりの部分は受けられると思えますよ。

事務局 D そのように考えておまして、今回はできるだけ CD、インターネットを介して、ほかに情報があるところには、そういうものを介しまして、参考にしていただくというような方向で今回の編集を変えておりますので。

会 長 C Dは幾らぐらい焼いておられるの。

事務局D 今のところ、最初はそんなに多く焼いていないです。

会 長 というよりも、C Dは皆さん自分で焼かれるから、予算計上しなくてもいいのではないかなと思っただけで、すみません、余分なことを言いました。要る人がいるのであれば構いませんけど。結構です。

それから、先程委員Gさんがおっしゃった最後の部分ですね、私、事務局に回答を求めるのを忘れましたが、もし行政主体の温暖化対策であった場合は、市庁舎の床面積とかあるいは職員の数だとか、何かそういうもので割り戻して、複数の市・町で比較できるような評価にできないかと、こういうふうにおっしゃっておられます。

事務局D 先程の委員Gさんのご意見ですけれども、これはやはり非常に大事なことだと思います。明石市の職員、明石市が使用しているエネルギーがほかと比べてどうなのか、比較できる何かがあれば、それが一体どのような位置づけになるのかわかりませんので、他都市との比較ができるかどうかわかりませんが、何らかの形で明石市のエネルギーの使用量がどういう位置づけにあるのかということは、今後また考えていただきたいと考えております。

会 長 ありがとうございます。

それから、今、さっと見た限りで、リンク先のWebサイトが表現されているのは、かなり数が限定されていますね、まだ。ですから、もし市役所内部だけでなく、いろんなところの環境について明石市について学びたい、学習したいという点からすると、もっとたくさんリンク先があっていいですね。フリーリンクにされたらいいと思いますけれど。よろしくをお願いします。

委 員 I 温室効果ガス対策ですけれども、市の公用車、ガソリン車などを天然ガスの車に転換するということで、市のほうも努力をされている経過があります。それがなかなか進まない大きな原因の1つは、天然ガスのガソリンスタンドというんですか、スタンドの数が少なく、いわゆる不便というか、そういう形のことで、なかなか進まない。これは市役所だけでなく、逆に民間の企業などもそういうことで進まないということになると、やはりそういうことを明らかにしていく中で何らかの対策をし

ていくということが必要ですから、そういうことを記述することで対策が進むことにつながるんじゃないかなということで、記述したほうがいいのではないかと思います。

先程、委員 G さんが、民間団体が小学校等の学習活動等に貢献をしているということを述べましたけれども、私もそのことについては、2 ページの文章からすると、市役所だけがやっているような感じの文章になっていますので、NPO やいろんな市民団体、さらには市民の方がそういった講師等をしながら総合学習を含めた環境学習で貢献をしているという表記を、ぜひともしていただきたいというように思います。この2 点です。

会 長 わかりました。まず、2 ページについては、そのような文章の変更もお願いしたいと、こういうことですね。

では、もう1つの天然ガススタンドの件はいかがですか。まず、事実関係から含めてお答えください。

事務局 A 天然ガスの市内スタンドは、1カ所でございます。今、私の知っている限りでは、環境部の中で一番多いのがごみ収集車ですけれども、ごみ収集車に天然ガス車を導入しているのが4台程度だと、記憶しています。以上です。

会 長 4台程度で、もう少し増やされるとか、スタンドも増やすとかという、そういうことについてはいかがですか。

事務局 A 天然ガスの導入につきましては、やはり環境部でございますので、導入計画を、年次的な計画で、ごみ収集につきましては、年に1、2台程度を財政部のほうに要求していく予定でございます。

会 長 もう1つ、財政的な側面が、庁内では厳しいと、こういうことですね。

委 員 D 4 ページ目の(5)ですけれども、環境関連図書の購入数というところで、75冊ということですが、市立図書館での貸出状況というのは把握されてますでしょうか。その1点をちょっとお尋ねしたいと思います。

これ、なぜお尋ねさせていただいているかというと、啓蒙の状況が1つとですね、私ども、現役で企業に属しています関係上、よく所属している部内とかで話していますが、環境関連図書というのは、かなりの数

を購入して回覧しているのですけれども、これは企業の中の話ですが、読まずに判を押すだけではだめだと。読まない、目次だけ見て読んだようなつもりになるなら、その場合判を押すなというような認識でありまして、それはそれとしてちょっと横に置きますけれども、購入数に合わせて貸し出し状況というのが把握されてますでしょうか。もし、されているのであれば、そのパーセンテージとか、それがどういう状況でしょうかということをお尋ねさせていただきたいと思います。

会 長 いかがでしょうか。購入数も、年次、だんだんと少なくなっている。今のお話は、需要が多ければ、もっと買えということをおっしゃっておられますが、そういうことを示すデータや、関連情報はございますか。

事務局 D 先程の委員 D さんのご意見ですけれども、以前の審議会でも同じようなご意見をいただきまして、私どもの方で市立図書館に照会をさせていただきました。ところが、図書館のほうでは、個別の環境なら環境の関連図書の貸出数については把握できていないということでしたので、おっしゃる趣旨はよくわかるのですけれども、どの程度環境関連図書が市民の方に読まれているのかというところまでは、残念ながら把握できておりませんので、こういう表現になってしまったわけです。

会 長 しかし、図書館というのは、どういう本が読まれているかというのは、市民サービスの充実という点からは、何らかの評価をされているのは普通だと思いますね。ですから、その中に環境図書が多いか少ないかぐらいは、情報としてはわかると思うのですけれど。それは、少し調べていただくということで治めますか。

事務局 C この 4 月から指定管理になっておりますので、その辺のところ、市のときはせず、民間になってからしたというのは非常にあれなんですけれど。一度申し入れをして、チェックをしたいと思います。今までしていなかったようなので。今年度からはもしかしてというのですけども。

会 長 わかりました。できるだけということにしましょう。

委員 E ちょっと重複するかもしれませんが、一緒にご意見言えばよかったなとは思いますが、2 ページ、皆さん言われているんですけど、何が気になるのかなと考えていまして、やはり数量だけで表現し過ぎているの

ではないかと思い、提案ですが、全部の内容について書くことは難しいと思うんですが、例えば大まかな類型化をして温暖化防止とか、地域の自然環境の保全再生とか、5つぐらいに類型して、それぞれの内容でどういう学習活動がされたか、それに加え、同じ表の中に協力団体というように書けば、随分、表1つで中身が少し伝わるのではないかと思います。そのようにすることで、ちょっと数字ばかりで、やはり大事なものはコンテンツというか、量よりも質だと思いますので、紙面をそう増やさなくても、少し類型化した表をまとめるだけでも随分環境学習の内容が、どういうことについて関心を持たれて活動されているかということは伝えることができるのではないかと。そういうのを見ないと、やはり、これからじゃあどういう活動、どういう教育をしたらいい、どういう教育を話して、私も中学校に話しに行ったりするんですが、どういう話をしたらいいのかというようなことを酌み取れる資料にならないのではないかと思いますので、その辺を直していただけたらと思います。

それから、同じような、ちょっと近い話ですが、バスが減少しましたというの、やはり数字だけの話で、これはここで言う話ではないのかもしれませんが、ユニバーサルのほうの活動の話を見ると、どうしても車椅子利用だと予約をしなければいけないとか、利用の制限がすごくあるそうです。やはり、いろんな、すごく多面的な複雑な事情をここで表現することはできないかもしれませんが、数量だけを表現することに固執しないで、何かもう少しできることもあるのではないかなと、全体的に少し思いました。

それで、もう1つ、この冊子がやらなければいけないことは、時間軸というか、時間の経過に対して環境がどうなっているかということ、やはり伝えるというのが、大きな使命だと思うのですが、そこで最初に委員Fさんが言われたように、表示年度がというのが、やはり全体として気になります。例えば、4年とか5年で区切って、すべてに関しての変化がわかるようにしていただいて、議定書とかそういうポイントになる定点になるものが決まっているものに関してはその年度について示すというような、何か報告書としての時間軸の指針があるといいかと思えます。それは、ウミガメのところで特に思ったのですが、ウミ

ガメは、来なかったり、来たりしていますよね。それが、これを読んでも、全然わからないんです。だから、私たちがどう活動し、本当は何を、ウミガメに対して何に直面しているのかということは、全然伝わらないんです。そういう、この冊子が持たないといけない時間軸を持った変化というのを、もう少し、ちょっと工夫するだけで表現できるのではないかなというふうに、全体を通して思っています。

会 長 ありがとうございます。前半の部分はそのとおりだと思います。ただ、やはり、ご意見を伺っていますと、環境に関する年次報告書というものの作成の仕方が市民、事業者、行政の参画連携のもとにつくり上げていくというところに向かっていくためには、まだまだ時間がかかりそうだなという感じがしますよね。そういう組織形態がやはりできていないので、明石のほうでは市民団体の1つのプラットフォームをつくるということ、前からずっと言っているんですが、そういうものができ上がってくれば、こういう年次報告書なんかも事前に、そちらの方でいろんなご議論がされる中で市民意見を反映した原案ができ上がってくる。そういうものが審議会にかかってくれば、ご意見のかなりは反映したものになっていくだろうと思います。そういう方向に進化していくことを願いながら、現時点で幾つか足りない点は、ご指摘いただいていますので、加えていただきたいと思います。

時間経過ですね、これは難しいところはあるかなと思います。環境基本計画を、一方でおつくりになられると。年次ごとに、1年ごとにローリングされるというのか、見直しされるというのか、評価されるというのですが、その間がちょっとないんです。3年とか、こういう中間タームでの評価というのがなかなかなく、環境基本計画になると、これは相当大ごととして取り組まれるというところがありますので、このあたりの計画の進行管理なり、行動の評価というのをどうするかというのは、単に時間系列で表現するかしないかということを超えて、ご指摘いただいた内容は意味のあることだなと思っています。環境基本計画の進捗というか、改訂というか、そういうものとも関連して、年次報告書の位置づけをもう一度ご議論いただきたいなと、今、委員Eさんのご意見を伺って思いました。よろしくお願いします。

委員 C　すごく市民レベルの意見ですけれども、30ページに書かれています。温室効果ガスの排出量の箇所ですが、一般廃棄物処理量が減量しているにも関わらず、その中のプラスチック類が増加していることが、温室効果ガスの増加を後押ししているという部分ですが、今、プラスチック類の分別収集について検討していますということですが、市民として、個人的にごみを出す場合、以前にプラスチック類をどのくらい生ごみとして中に入れた方がいいのか、それとも全く入れない方がいいのかということがわからなかったので、ごみ処理センターに問い合わせをしたことがあります。そのときに言われたのが、全くプラスチック類が入っていない場合は、燃料を別にまた追加して入れる必要があり、燃料代やダイオキシンが発生する可能性があるので、ある程度はプラスチック類を入れてほしいというような回答をいただいたんです。ただ、ごみというのはほんとうに毎日、少なからずもどこの家でも出ているので、分別収集の検討に当たって、具体的にどれぐらいの程度でプラスチック類を混入した方がいいとか、これ以上は混入されたら困るというのを、市民にわかりやすいように、この検討をするに当たって、今後記入していただきたいというのが、まず1点。

このプラスチック類というのは、この中にペットボトルも含まれているのかどうかというのも、ちょっと確認したいです。明石市は、ごみの収集にちょっと甘いような感じがします。私はマンションに住んでいるのですけれども、排出されたごみを見て、こんなごみの出し方で回収してくれるのかなと思うようなごみでも、収集車が来た後のぞいてみたらきれいになっている状態で、それで実際に温室効果ガスが高まっているというのは、早急に市民レベルで取り組まなければいけないと思います。

これは、ちょっと重複すると思いますが、行政レベルでいろんな温室効果ガスの対策として取り組みはあるんですけれども、その中で大きいものを1つ、何か目標を持って進めていただきたいというのが、市民的な意見ですけれども、その中で、先程言われていましたように、日本は太陽光発電が世界一と言われるだけあって、太陽光発電に力を入れるのか、それとも先程言われていましたような廃油をバイオマスという形でリサイクルでごみを出さないという形でいくのか、何か行政レベルで1

つ大きいところに、いろんなことをするのではなくて、こういうのに力を入れていきたいというものを掲げていただきたいと思います。

会長 ありがとうございます。どうですか。ご質問が3点ばかりありました。

事務局 B まず1点、プラスチック容器の収集の件でございますが、明石市で平成16年の11月から朝霧の一部分で試験的にやっている状況でございます。ただ、これも、容器リサイクル法の絡みもございまして、試験的な状況でやっておりまして、また、プラスチックの播磨の工場計画がちょっと頓挫したもので、まだ、そのままモデル地区を続けているという状況でございます。将来的には、このあたりはやっていく必要があると思います。ただ、プラスチックがどれだけ入ったらとか、ちょっと私もそのあたりは理解しておりません。

会長 日本のごみは既にカロリーが非常に高いので、昔でしたらスイカの皮がたくさん入ったら燃えにくいとか言っていましたけど、今はもう紙も多いですから、プラスチックを入れないと燃えないということはないと思います。誰がそういう答えをしたのか知りませんが、そういうことを発言されるのはちょっと、僕、問題と思いますよ。プラスチックはやはり基本的には燃やすものではないです。ただ、さまざまな事情があって今は燃やしておられるところがありますけども、必ずしも燃やすことがいいというようなことをおっしゃる方は、明石にはいないと思いますけど。信じていますけれども。いるの？ そうですか。それはちょっと、困ったことですね。

リサイクルの中で、サーマルリサイクルをどう位置づけるかというのは、現在でも議論がございますから、ただ燃やすのではなくて、電気なり熱を回収するための装置として生かしますという意図であれば、それはそれなりに3Rの一番の下の部分の、サーマルリサイクルを位置づけるというのは、ないことはないと思います。ただ、現在の炉は必ずしも発電用につくった炉ではありません。すなわち、発電なり熱回収は追加的につくったというのが炉の実態でございますから、あまりそれが主目的であるかのようにおっしゃるのも、ちょっと違ುದらうというように思います。

今おっしゃったのは、容器、包装材等々の分別収集のモデル実験をなさっておられるということですね。それはぜひお続けになられることだと思いますけれども。

何か特色あるバイオマスを含めて何かないかと、こういうことで。

事務局D そのご意見につきましては、今、環境基本計画の見直しにつきまして、パートナーシップの市民会議をずっとやっておりますけれども、今後、その中でそういう地球温暖化防止対策についての話も出てくるかと思えますので、そういう中で行政の目玉としてというよりも、明石市全体として、行政も市民も事業者も一緒になって、どういうことができるのかというふうなことを考えていきたいと。今後、基本計画の見直しの中で一緒に考えてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

会長 ありがとうございます。

温室効果ガス排出の係数は平成8年度値で固定してありますと書いていますね。これは来年は変えられるの？ 環境省が通達を出されましたでしょう。係数が変わりますよね、電力の。来年度、両方併記か何かで、経年比較が可能であり、新しい係数も活用できると、そういう方向にしないといけないでしょうね。今年はいいと思えますけど。

事務局D 温室効果ガスの排出量につきましては、地球温暖化実行計画の見直しを今年度に行う予定をしておりますので、それに合わせまして、今会長がおっしゃられましたような形で、考えてまいりたいと思います。

会長 ありがとうございます。

ごみの量は、非常に残念なことですけど、47都道府県の中で兵庫県はワースト5です。やはり、非常に排出量が多いです。削減がきかない。知事さんも重点施策の50のうちの1つだということにおっしゃっておられるのですけど。大きな原因はやはり、その中でも都市部と称される場所ですから、こちら側ですよ。ですから、やはり、ごみの量を減らしながら、しかも温室効果ガス排出削減になるような取り組みというのをぜひ中期的には打ち立ててほしいと思います。これは、年次報告書ですので、これはこれでご理解していただくということになるかと思いますが、ご意見いただいた積極的なご意見はぜひ反映していただいて、

それで報告書として明石市における取り組みが正当に反映できた形での報告に仕上げていただきたいと思います。

委員 H 出だしのところで文言で、とつても気になることがありますて、3ページの市職員への環境に対する意識啓発のところですけど、職員一人一人の意識の持ち方が重要ですよと書いてあります。やはり、これはちょっと傍観者的な言葉ではないかと思うので、もうちょっと違う言葉に変えられないかなと感じますが、皆さん、いかがでしょうか。

それと、同じようなことで、5ページの自然に関する調査マップとか、それが「検討が進んでいません」で切れているのですけれども、進んでいなかったら、今後はどうするかという、ところどころそういうことで言い放ったままで置かれているようなところが見受けられますけれども、できたら全くだめなところなどは、じゃあどうしたらいいのかということまで、少し、もし言葉を添えられるのでしたら、そのほうがいいのではないかなと感じました。

それと、12ページ、先程も自然エネルギーのところに出ておりましたけれども、私も自然エネルギー、これでしたら、焼却施設でのことしか書いていないので、できたら消防庁舎でやっている太陽光発電などもやはりここで少し入れられた方がいいのではないかな。可能ならば、先程どなたかおっしゃっていましたが、一般市民の家庭あちこちで、太陽光発電をされているところが見えておりますので、できたらそういう状況も加えていただけたらなと思いました。

会長 本当ですね。ありがとうございます。

委員 H それから、16ページ、ちょうど自分の思いついたところだけで申し訳ありません。16ページの透水性舗装の導入等のところですけども、これも何キ口整備を行いましただけですけども、できたら、ほんとうに雨水の活用、次のところでも生かせるかなと思ったりもしていました。ここもパートナーシップ明石で勉強をご一緒させていただきましたが、雨水タンクの利用とかいろいろで、ほんとうにいろんな活用の仕方が雨水にはあるので、それを何らか、もし学校でしているところがあれば、そういうことも書きこめられたらいいのではないかなと思いました。

20ページで、環境マネジメントシステムの適用範囲ですが、市立市

民会館など、今後の問題になるかもしれませんが、指定管理や委託になれば、どこかにそれはもうカウントしないみたいなことが書いてあったので、そういうところを今後どうされるのか。何か少なくなったらよくなっていくような、減ると、市全体ではよくなるような、逆算になるのか、悪くなるのかよくわかりませんが、そのこのところ、やはり大きい施設は指定管理であったり委託であったりしても、きちっと調査をしていかなければならないのではないかなと感じました。

会 長 これはちょっと誤解があるのではないですか。環境省のガイドラインはいいんです。市町村の職員が直接実施するものを対象としていますと、他者に委託して行う事務事業、ここの部分の解釈は、おっしゃっておられるその部分は、委託したからカウント外だということにはならないと思いますが、基本的に。図書館の業務を委託しました。そこには、蛍光灯がついていますが、それは関係ありません、そんなことは言えませんよ。環境省はそんな通達はしていませんよ。そんなことをしたら、事業者もみんな委託して、何でも計算しなくてもよろしいということになりますからね。

委 員 H それと、先程サーベイランスをやめて、市役所の職員の方がやるということですね。環境管理総括者による見直しのところで、自己宣言を行う、これはできるものなのではないでしょうかというところが、ちょっと疑問です。

会 長 これは、お考えがあると思いますので、サーベイランス、自己宣言型ということで、これも認められている方法ですから、悪くはないと思うのですが、能力とやる気がどの程度あるかによるとと思いますが、どうですか。そこは、政策上のことでしょうか。

事務局 D そうしましたら、ちょっと順番が逆になるかも知れませんが、サーベイランスの自己宣言に今年度から移行するということですが、これも全国的に見まして、明石市がISO14001を取得した年度ぐらいに、同じように取得した自治体がだんだんと自己宣言、いろんな形があるかと思いますが、に移行していくような流れになってきているわけですね。別にそれがあから、明石市もそれに乗ったというわけではないですが、ISO14001の中でも自己宣言は認められている

ということですので、明石市のほうでも一応今年度が2回目の更新という年度に当たるわけですが、ほぼ6年間、ISO14001の取り組みを続けてきまして、ほぼ市の中ではある一定の成果を上げてきたのではないかと考えまして、新たな局面ということで、市長からも自己宣言に移りなさいという指示事項をいただいておりますので、我々といたしましても、他都市の状況も考え合わせまして、いろんなところに研修も調査も行いまして、我々で自己宣言をやるということ、今も近隣の都市のほうに行って、お互いに情報交換をやっているところです。これも、先程会長さんから言われましたように、努力と熱意ですか、そういうことが必要かと思っておりますので、そういうことはできる限り我々担当の者、職員が心がけて、自己宣言をするに当たって、サーベイランスを行わなくなって、落ちたというようなことのないように頑張っていきたいと考えております。

会長 ありがとうございます。そうしましたら、ご意見、まだおありかと思っておりますけれども、かなり時間が経過しておりますので、この扱いでございますが、本日いただいたご意見につきましては、事務局のほうで修文をする形での変更をさせていただくところが多々あるかと思っております。加えて、この中にもコメントをお書きいただく紙が1枚入っていましたね。この部分を含めて、全ページにわたってご意見いただけるものはずひいただきたいということでありまして、それで、審議会の期日はいつぐらいまで。

事務局C パブリックコメントを10月の31日までやっておりますので、できましたらそれまでにちょうだいしたいと。あわせまして調整をしていくと。今日いただいた意見につきましては、即、できるものからやっていくと。

会長 わかりました。それでは、ご意見を承りまして、パブリックコメントを月末まで募集しておりますので、それを受けて修正したものについては、いかがいたしましょう。ご承認いただくということで、私のほうで扱うということによろしゅうございますか。もしよろしければ、その修正意見等を反映するということについての責任は私のほうでさせていただきます。ただ、ちょっと扱い上、どう扱うかということについて、解

釈が多様だと思われる部分につきましては、ご意見いただいた委員さんに事務局から直接このような扱いにさせていただきますがという照会をさせていただくということにしたいと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

そうしましたら、案件の2番は、明石市環境基本計画見直しの状況に関する報告ということで、この間、パートナーシップあかし市民会議の開催をいただきまして、基本計画の見直し等含めてご議論いただいているというように思っております。この点、まずご報告いただきながら、もしよろしければ、今後の市民会議運営等について、審議会の委員の皆様方のご意見をちょうだいしたいと思います。よろしく願いいたします。どうぞ、事務局。

事務局 E まず、環境基本計画の進捗状況についてということで、資料2につきまして説明させていただきたいと思います。座って説明させてもらいます。

現在の環境基本計画ですけれども、平成12年2月に策定しましたので、12年度から環境基本計画に基づきまして、さまざまな施策を実施してきております。今年度環境基本計画の見直しを行いますので、1つの区切りといたしまして、今までの進捗状況といいますか、平成12年度から17年度までの実施状況を簡単に資料2のほうにまとめています。

環境基本計画の中ですけれども、施策の方向づけとしまして、大きく9つの項目があります。資料2のそれぞれの表に、1、環境教育・啓発活動を重点に推進します。2、明石の環境を、ということで、いろいろ書いているのですけれども、こういったものが9つあります。各表の下には、項目ごとに基本計画に挙げています施策の内容、全部で52ありますけれども、その施策の内容とその下に実施しております取り組み内容を簡単に書いています。

これは、今の基本計画の課題の1つで、この審議会でもよく意見をいただいておりますけれども、数値目標といったような指標が設定されておりませんので、取り組みの進捗状況を客観的に把握しにくくなっています。ですから、ここに書いてある実施内容は、人によりましたらある程度進んでいると感じられる方もおられるでしょうし、全然進んでいない、

そういうふうと思われる方もあると思います。ですから、一部低公害車の導入率でありますとか、生ごみ処理機の助成件数、こういった指標を使ってわかりやすいものについては示しているのですけれども、大半は詳しい内容というのではなく、実施している内容を簡単に書いています。

そこで、こうして施策を見てみますと、パートナーシップで進める施策の取り組みにつきましては、不十分なところがあると考えています。例えば、先程も意見として出ましたけれども、資料2の1ページ目の2つ目の表に、施策内容といたしまして、(2)自然に関する調査及び環境マップの作成と普及促進という施策がありますけれども、その施策の内容がため池や里山等における身近な自然に関する調査を市民やNPOと連携して実施し、それらを環境マップとしてまとめ、普及啓発を図りますというようになっていますが、結果としましては、市民やNPOと連携した自然に関する調査、環境マップの作成、こういったことの取り組みは進んでいません。

そこで、こういったパートナーシップで進めるべき施策、また進めたほうがより効果的である施策につきましては、不十分と考えていますので、このような施策につきましては、市民の皆さんと一緒に考え、具体的な計画についても設定する必要があると考えています。ですからこの度の環境基本計画の見直しにつきましては、市民の方が主体となった見直しということで、現在進めています。

そのほか、進んでいない施策といたしまして、地球環境の観測・監視の促進、発展途上地域との人材交流等における地球環境保全推進、こういったものがありますけれども、これらにつきましては、実際進んでないのですが、これらがほんとうに市の施策として挙げておく必要があるのかということもありますので、今後見直しの中で検討していきたいと考えています。

以上で簡単ですけれども、説明を終わらせていただきます。

会長 ありがとうございます。

全体の資料の中で、今資料2はご説明いただいたのかなと思うのですが、ほかにもいろんなものがございまして、よろしいですか。

事務局D 資料3も続いて説明させていただいてよろしいですか。

それでは、続きまして資料3のほうのご説明をさせていただきます。
失礼して座らせていただきます。

資料3の1枚目をご覧ください。まず、環境パートナーシップあかし市民会議は、6月26日にスタートいたしまして、これまで6回の会議を開催してまいりました。その内訳といたしまして、市民委員さんが男性の方が32名、女性の方が5名の計37名に登録をいただいております。そのほかにも、オブザーバーの方に15名登録いただいております。毎回平均24名の市民委員さんに参加いただきまして、これまで、主に明石市の環境の現状、それから環境一般に関する学習を行ってまいりました。

各回のテーマといたしましては、資料3に挙げていますように、都市計画、ごみ問題、地球温暖化、自然、そして水に関するもので、それぞれの分野でご活躍されている方を講師として迎え、それと一緒に関連する市の部署の職員にも講師を依頼してまいりました。

次回の9月25日の第7回の会議からは、具体的なテーマに分かれまして討議に移るわけですが、前回の会議で各委員さんに取り組みたいテーマを挙げてもらっております。それで、グループに分かれていただいたところ、大きく「ごみ問題」、それから「地球温暖化」、「自然」、この3つの分野に分かれることになりました。次回の会合で、もう少し具体的に部会を確定させる予定でございますけれども、各委員さんの考え方を包括するようなものとなるように事務局といたしましても配慮してまいりたいと考えております。

それから、次回からは部会の討議に入るわけですが、事業者の立場からの参画ということで、市内の事業者の中から何名か、それから行政のほうからも関連する部署の職員に参加を依頼いたしまして、検討に加わっていただく予定にしております。

それで、資料の1枚目の裏の面ですね。そちらをごらんいただきたいと思っております。今後の基本計画の見直しですが、今は6回目が終わったところで、次回が第7回目、9月25日になっておりますが、今後1カ月に2回開催のペースで、11回の会議まで今のところ日程が決まっております。このままのペースでいきますと、若干中間案の発表が遅

れるのではないかと予想されておりますけれども、できる限りペースを上げて、ゴールが決まっているわけですから、プログラムを崩さないような形で進めてまいりたいと思っております。中間発表の前には当然、この審議会において審議をしていただくこととなりますので、よろしくお願いたします。

次に、その次のページですが、市民会議の中での委員さんのご意見をずっとまとめさせていただいたわけですが、委員さんからいただきました意見をまとめた分をご紹介します。

毎回、このパートナーシップあかし市民会議は、3時間ぐらいの熱心な会議になっているわけですが、前半を今までのところ、学習過程にしまして、後半をワークショップの時間に充てて、各回テーマに応じて意見交換を行ってまいりました。それがこの意見としてまとめたものでございます。簡単に、各会の内容をご説明させていただきます。

まず、1回目の関心のあるテーマということですが、これも最初でしたので、各委員さんがどのようなことに関心を持っておられるのかということで、挙げていただいたところ、大きく「ごみ」、「地球温暖化」、「自然」、「くらし」、こういう分野に分かれたのではないかとということになっております。「くらし」の中には駐車・駐輪の問題とか、交通の問題とかが上がって、「地球温暖化」や「自然」に関わってくるテーマになるかと思っております。現在各委員さんがそこで実際に取り組んでおられる内容のほか、こういうことをしたいのですが、何をすればよいのかわからないというような状態の方が、この時点では多く見られました。

それから、第2回目の明石についてということですが、これは、今後基本計画の中の施策を検討する上でのベースとなるような項目として考えていただいたわけですが、明石の好きなところといたしまして、海岸線や、自然環境、風土などが上げられておりました。それから、関心のあるところでは、やはりごみ、地球温暖化ということで、好きなところはあまり上げられておりませんでした。この2点については、特に課題があるのではないかと考えられます。

それから、3回目のごみ問題につきましては、委員さんの中でももっとも関心の高い問題で、現在の取り組みについては、分別回収などご自

身で積極的に取り組む委員さんが多くいらっしゃったわけですが、今後それをどのようにほかの方々に伝えていくか、そういうことを今後考えていく必要があると思われまます。挙げていただいた意見の中の、実際できそうなことの中に、レジ袋の有料化とかリターナルびんの普及とか、市民、事業者、行政、三者が共同で進めていかなければならないものも多く見られるわけでございます。

4回目の地球温暖化につきましては、講義で紹介がありましたバイオマスとか、太陽光発電についての詳しいこと、それから実績をもっと知りたいという意見、それから市民がつくるコミュニティバスとか、学校との取り組みについても関心が示されました。特に委員さんの中で取り組んでおられる環境家計簿や、ワットアワーメーターの普及促進のほか、交通政策とか地域の緑化、自然エネルギーの利用についての工夫も進めてまいりたいという意見もございました。

5回目の明石の自然についてということですが、これも前半の講義で紹介のありましたため池とか水路について、それらをもっと大事にしていきたいという声があったほか、やはり明石の特徴であります海岸線や砂浜、それから地域の公園として金ヶ崎公園などの関心も高かったようです。それと、環境問題に取り組む市民団体の活動にも興味を示された方が多く、今後仲間を増やしていくための取り組みの工夫をしていきたいという意見、それと、全体として明石の気候のよさを生かしてもっと自然を大切にしていきたいという意見もございました。

直近の第6回目の市民会議ですが、今後部会で取り組みたいテーマについて挙げていただきました。「ごみ」に関するグループの中で、分別の不徹底とか不法投棄について活発な意見が出されました。それから、「地球温暖化」のグループでは、交通施策それから自動販売機の抑制、環境家計簿の取り組みなどの推進について、「自然」のグループでは、明石を住みよい町にするための手段として、自然環境の保護が有効なのではないかと、いろんな意見が出されております。このような個別の意見を集約いたしまして、それぞれのテーマで環境問題全般を包括するような範囲をずっとさらに拡大していけるような内容で、次回の会合では部会を設置していきたいと考えております。

市民委員さんからは以上のような意見が会議で出されております。これらの意見をご参照いただきまして、次回の市民会議での部会の設定や、今後の運営等につきまして、ただいまからご審議をお願いいたしたいと思っております。

以上です。

会長 ありがとうございます。

意見を系統的に伺うというよりは、感想を含めて、意見交換をしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

部会に分かれて取り組みたいテーマというのが、前回9月6日に開催されたときに、提案されています。これは、どうでしょう、横に段がありまして、1つはごみ問題、1つは温暖化対策、1つは自然で、もう1つは暮らしというのか、暮らし方ということですが、全般にかかわってくることで、この4つぐらいがありそうだというのは、事務局が整理されたのですか。どちらかという。

事務局D これは、当初から考えていたわけではなく、出てきた意見を大きく分けますと、この4つぐらいに分かれるのではないかというふうに考えております。4つのテーマがあるのですが、例えば「暮らし」は非常に大きな範囲になるかと思えますし、「ごみ」を1つのテーマとしまして部会を設けますと、それだけに範囲が限定されるということになりますので、これも今後の、次回の会議の中でも検討していただくことになるかと思うんですけれども、もう少し広い範囲で考えまして、例えば「暮らし」の中に「ごみ」を取り入れるとか、それから、ここに上がっていないんですけども、資源エネルギーの問題というような項目も考えられますので、そちらの方にも分類をしていけるんじゃないかというように考えております。ですので、今この9月6日で取り組みたいテーマの項目として挙げています、ごみ、地球温暖化、自然、暮らし、これが部会のテーマには必ずしもならないというように考えております。

会長 そこまでお答えくださいというのは申し訳ないので、むしろそれはご意見を伺う中で思っているんですけど。これは、もう、それぞれの今集まっておられる方々自身がお決めになることですから、我々としては、参考的な意見の申し上げ方という程度にとどまるとは思いますが、その

点でいかがでしょう。今、おっしゃったように、「暮らし」というのは非常に幅広いので、「ごみ」の中にも「温暖化」にもそれから「自然」との付き合いの仕方にも入っていきますよねということはわかりますね。くらしだけ取り上げるのではなくて、それぞれにくらしを入れながら取り上げていくということであれば、方向は3つぐらいあるのかと思いますけれども。そんなことを含めてどうぞ自由にご意見交換をしていただきたいと思います。

それと、もう1つは環境基本計画の進捗状況についてということで、上げられている項目立て、この中にはパートナーシップの仕組みをつくれます。積極的な環境行動を進めますということまでありまして、その後、ごみの話があって、温暖化対策があって、自然がある。その最後に良好な都市環境の形成を推進しますと。この部分がくらしの中にちょっと取り扱いにくい交通の問題であるとか、景観づくりであるとか、こういう部分を反映してありまして、偶然なのか、4つぐらいというあたりが対応しています。ただ、こういう環境基本計画の枠組みとしての5、ごみの減量化から始まる、最後のところが良好な都市環境の形成を推進します、そして最後に歴史・文化を守り明石らしさを伝えます、市民文化と、こういう締め部分がございましてけれども。こういう流れというのをどう理解して、場合によっては一部組みかえするか、あるいはマージするか、一緒にしてってしまうかということですね。これはぜひ市民会議のほうでもご検討いただきますけど、審議会のほうでもちょっと意見交換をしたいと思っていますが。本格的な意見交換は、次回にしたいと思いますけど、いかがでしょうか。

委員 G 私もパートナーシップあかしの市民会議に80%ぐらい出ているのですけども、私はこれをどうするか、部会ができるわけが、とにかく実現できるもの、まず自分が実現できるもの、それと何か評価ができるものという方向に持っていけないと、架空なものがたくさんあります。実現できるものというものは、自分ができるといふことと、それと何か評価ができるという方向にもっていくようなことにしたいなというように思っております。

会長 ありがとうございます。

委員 I せっかく市民会議を設定して、そこで明石の特徴なり、市民の皆さんとパートナーシップを進めていこうということだというように理解しているのですが、基本計画の進捗状況で1番目に市の絡みのことが上げられていて、もう1つ、逆に3番のパートナーシップとかを前面に出していくべきじゃないかと。ちょっと順番が違うのではないかなという気がするのですが。

会長 順番が違うのではないかと強調なさっておられます。いかがですか。

別に今答える必要はないと思いますよ。それは、市民会議でもご議論いただきながら、原案をつくる過程で比較検討されたらいいと思うので。今何か決めつけることはない。ただ、今出ておられる進捗状況についてというのは、こういう順番で書かれたのは何か理由があるかというだけおっしゃっていただきたい。例えば過去の経緯がこうだったとか。

事務局 D これは、今現在の環境基本計画に記載してありますその順番で書いてあるものでして、そのそれぞれの項目についてどのような施策を講じてきたかということをもとめさせていただいたものです。

会長 そうですね。それはよくわかります。ですから、意見としては、3番の三者のパートナーシップの仕組みをつくり育てますみたいな議論が一番前に出てくるのではないですかと、こういうことですよ。それはそれで、これから議論しますね。

それから、環境マップであるとかああいう話は、調査測定結果を生かしますという文言で、いけそうですか。この中身、施策内容というのを見ていると、調査測定結果を生かしますという以上のことを含んでいるような気もするのですが。やわらかい言葉で言えば、調査測定し、結果を生かしますという言葉でいいのかな。それもまたちょっとご検討いただいたらいいと思いますけど。

一応、現在の計画であれば、こういう柱立てになっていて、少なくとも実施内容に関して、現状評価できる分については、项目的に書き出してありますと。これ、現状ですね。そういうことですね。

では、この現状のもとに、これからご意見いただくわけですが、とりあえず部会等を設置いただいて、ご検討いただくのですが、環境審議会としては、どのような対応をとるかというのを今から、それでは、事務

局のお考えはございますか。どういう進め方をするのか。事務局、どうぞ。審議の進め方。

事務局D これは、次のその他の中でご提案させていただきたいと思っていたのですけれども、今後の進め方の中で、このスケジュールの中ですが、次回、環境審議会で部会に分けまして、この第7回、8回、9回、10回というように部会別の検討をしてまいりたいと考えておるわけですが、10回目で一区切りがつくということで、その段階で、それぞれの部会で検討した内容をもう1度この審議会にご報告させていただいて、その内容についてご審議いただきたいと考えております。

会長 ちょっと私、誤解をしていた部分がありまして、パートナーシップあかし市民会議でも部会に分かれて取り組みたいとおっしゃっていますね。環境審議会も現実に部会というのがありますから、そういう部会があるのかな。自然環境の部会が、ありますね。その部会に分かれて取り組むということですか。今、おっしゃったのは。

事務局D いや、これは、市民会議の内容で。

会長 それは、市民会議の内容。申し上げたいのは、環境審議会のこの会議としてはどのように進めますか。部会に分かれるということは、私、指示したわけでも何でもないですよ。10月とか11月に開催予定である。何回開催して、どのように進めていくかということですよ。どこかに提案はなかったですか。

事務局D 先程から部会と言っていますのは、パートナーシップあかし市民会議の中での部会でございます。この環境審議会のほうは、特に部会に分かれてご検討いただくということは考えておりません。

会長 わかりました。ということは、第3回の環境審議会という文言、すなわち先程の資料3の表裏という点で、裏が2ページ目ではありますが、このところに、部会別検討案について審議ということになっておりまして、部会のほうは9月25日に部会分けという形で、市民会議の会合が開かれます。そして、10月11日に、部会別の議論、それから9回、10回、10月25日、11月8日と日が決まっています。部会別の議論をいたします。この対応の中で、環境審議会はどの時点で開催をされますかと。例えば、10月25日と11月8日の間にされるというのか、

11月8日が終わってから開催するのか、そのあたりです。

事務局D 今、会長さんがおっしゃられたように、第3回の環境審議会につきましては、10回目の部会会合が終わります11月8日が終了して以降に第3回の環境審議会を開催していきたいと考えております。

会長 わかりました。そういうご提案でございます。

部会の構成については、先程来ちょっと議論がございました。3つぐらいかなという感じがございました。ただ、その3つが、環境基本計画の章立てになるかどうかというのは、これはわからないということです。それぞれご検討いただくわけありますから。

では、そのような進め方をするというので、ご了解いただけますでしょうか。よろしゅうございますか。

委員Gさんは市民会議に出ておられますが、あわせてほかの委員さんもお出でいただくことをお願いいたしまして、とりあえず今日の会議は以上で終わりたいと思っております。その他事項についてもほぼ報告いただいたと思いますが、よろしゅうございますか。まだあるそうです。

事務局D 先程からお話しさせていただいておりますように、第3回の、次回の審議会の日程でございますけれども、11月8日が10回目の市民会議での部会別議論の最終ということを予定しておりますので、11月8日以降に環境審議会を開催させていただきたいと考えておるわけでして、それで、できましたら、今日、次回の日程を決められるのであれば、決めさせていただきたいと考えておるんですが。いかがでしょうか。

会長 希望は11月21日までにやりたいのでしょうか。

事務局D そうですね、はい。

事務局C 8日から21日の間です。

会長 非常に厳しいので、13日の4時、6時。私あいていますが、それしかないです。21日までの間では。提案しますが、後ほどご検討いただけませんか。私がもしいなくても、多くの方がいらっしゃるようであれば、副会長にお願いすることも含めて。

私だけのピンポイントで申し上げるのは悪いので、一応この日の5時からという案と、もう1日私を除外して、副会長さんのご都合のいい日を選んで、それで、その2つを相見積もりして、多いほうで決めてくだ

さい。お願いします。それより、ちょっと交渉のしようがございませんので、すみませんが。勝手でございますけども、よろしくお願いします。

それでは、たくさんのご意見をいただいて、環境報告書については適宜修正していただいて年次報告書を出すと。それから、環境基本計画の見直しにつきましては、市民会議のほうでご議論いただいて、部会別の検討の案を次回環境審議会で検討するということにしたいと思います。

大変長時間になりましたが、ご審議いただきましたこと、ありがとうございました。

(閉会 午後 6 時 1 6 分)